

球磨村告示第16号

令和6年第4回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年5月1日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和6年5月8日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

犬童 勝則君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

○応招しなかった議員

令和6年 第4回 球磨村議会臨時会 会議録(第1日)

令和6年5月8日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和6年5月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の報告及び承認について(球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の報告及び承認について(球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について)
- 日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について(令和5年度球磨村一般会計補正予算)
- 日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について(令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算)
- 日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について(令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について(令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算)
- 日程第11 議案第26号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第27号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第13 同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 追加日程第1 議案第28号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 承認第2号 専決処分の報告及び承認について（球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）
- 日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村一般会計補正予算）
- 日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）
- 日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算）
- 日程第11 議案第26号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第27号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第13 同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 追加日程第1 議案第28号 財産の取得について

出席議員（10名）

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	6番 犬童 勝則君
7番 嶽本 孝司君	8番 舟戸 治生君
9番 高澤 康成君	10番 田代 利一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子

書記 犬童 和成

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薈 宏君
教育長	森 佳寛君	政策審議監	田中真一郎君
総務課長	境目 昭博君	復興推進課長	大岩 正明君
税務住民課長	蔵谷 健君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	高永 幸夫君	建設課長	毎床 公司君
会計管理者	松舟 祐二君	教育課長	毎床 貴哉君
農業委員会事務局長	木屋 正行君		

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第4回臨時会が招集されましたところ、定足数に達していますので、ただいまから令和6年第4回球磨村議会臨時会を開会します。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、4番、板崎壽一君、5番、東純一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3. 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い

ます。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、村長、松谷浩一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました村長、松谷浩一君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました村長、松谷浩一君が当選人と決定しました。

当選されました村長、松谷浩一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。村長、松谷浩一君、一言承諾の意思表示をお願いいたします。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合の議会議員に選任を頂きました。ありがとうございました。しっかりと務めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ここで、村長から所信表明の申出がっておりますので、これを許可します。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、令和6年第4回球磨村議会臨時会の開会に当たり、私の2期目の村政に対する所信の一端を申し述べ、今後の村政運営に向け、議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、去る3月17日に執行されました球磨村長選挙において、村民の皆様の信託を頂き、3月25日より球磨村長として2期目の重責を担うこととなりました。村民の皆様の思いを受け止め、災害からの復旧・復興はもとより、将来にわたる村政発展のために全身全霊を傾けてまいります。

ご承知のとおり、私の村長1期目は、新型コロナウイルス感染症で始まり、令和2年7月豪雨

災害からの復旧・復興の4年間でございました。この間、国、県をはじめ、全国の自治体や国民の皆様からのご支援を頂きました。そして、何より村民の皆様並びに村議会議員の皆様にご支援、ご協力を頂き、現在に至ります。改めて感謝を申し上げます。

球磨村では、令和2年7月4日に発生した記録的な大雨により、想定を超える河川の氾濫及び山腹崩壊による土砂災害が発生し、尊い人命が犠牲となり、そして、多くの財産が失われました。改めてお亡くなりになられた皆様にお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

本村は、これまで球磨川流域の豊かな自然とともに暮らしを育み、その恩恵を受けて生活を営んできました。しかし、その豊かな自然が、時に猛威を振るい、甚大な被害をもたらすことを改めて認識をしました。この災害を教訓として、これからも自然とともに生き、復興、そして、その先の発展を成し遂げ、先人達が守り継いできた宝を、強い信念を持って次の世代に継承していかなければなりません。

一方で、本村を取り巻く情勢は、一層厳しさを増しております。以前から人口減少であった人口は、災害の影響によりさらに急速に減少し、高齢化率についても50%を超え、集落の維持ができなくなる地区の発生も懸念されております。

現在、最大の課題である人口減少と少子高齢化に対応するため、子育て支援や高齢者福祉の充実、そして、各種産業の振興等を図り、定住人口と交流人口、関係人口の拡大につなげるなど、実効性のある取組が必要となります。これらの課題解決のため、球磨村の将来をしっかりと見定め、各種施策に取り組んでまいります。

まず、子育て支援につきましては、4月1日、義務教育学校、球磨村立球磨清流学園が開校いたしました。今後、将来にわたって球磨村を発展させていくためには、子育て、教育の充実が必要です。子ども達の生き生きとした元気な姿は、子ども達の住む周辺地域のみならず、村全体の活性化にもつながります。子どもを中心に、学校、家庭、地域、行政が連携し、子ども一人ひとりに応じた確かな学力、豊かな心、健康な体が育まれる学校教育を目指します。9年生の義務教育学校であるメリットを最大限に生かしながら、教科担任制の導入や村の自然・歴史・文化などのすばらしさを学ぶふるさと学を開設いたします。

また、プログラミング教育では、論理的思考力を養い、創造性と表現力を高め、学習への積極性を育むことが期待されます。このように、新たな取組により郷土愛の醸成と将来を担うデジタル人材の育成を図るなど、魅力ある学校づくりを進めます。

また、学校給食費助成や入学進級準備給付金、高校生等教育支援補助金など、子育て世帯への経済的支援のほか、不妊治療の助成や産後ケア事業など、安心して出産し子育てできる環境づくりに取り組むことで、子育てしやすい村、子育て世帯に選ばれる村を目指します。

次に、高齢者福祉の充実については、本村の高齢化率は50%を超えておりますが、去年は100歳の誕生日を自宅で迎えられた方が数名いらっしゃるなど、これまで力を入れてきました高齢者の自立支援や介護予防の取組の成果が出ております。今後も地域包括ケアシステムの推進等さらなる機能強化を図り、医療・介護分野の連携により、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる村を目指します。

また、高齢者の皆様はこれまで村を支えてこられた方々であり、今後の村づくりを進める上で、その知識や経験を生かし、地域を支える担い手として、就労機会の拡大や地域貢献活動の取組を推進してまいります。

次に、産業の振興についてですが、当村の基幹産業である農林業の振興を強固に進めていくため、産業振興課を農林系の1係体制から、農業係と林業係の2係体制とし、引き続き災害からの復旧を進めるとともに、後継者と担い手の育成や、スマート農林業の推進による作業の効率化等により生産性の向上を目指します。

なお、昨年設立されました農事組合法人「球米」への支援を継続して実施するとともに、新たな創業者等に対しても可能な限り育成を行ってまいります。あわせて、産業振興対策補助金の補助率を上げることで、農林業従事者の生産意欲の向上を図り、将来にわたり守っていくべき農地の利用性の向上と生産基盤の整備につなげてまいります。

また、水産業については、これまで国の交付金を活用し、ヤマメ、球磨川大鱒、スッポンの養殖に取り組んできました。今後はさらに、鹿肉等と併せて、加工品の開発や販路拡大により特産品としての活用を目指します。そして、森林組合や農事組合法人「球米」、その他関係事業者と連携し、農林水産業の振興に取り組んでまいります。

次に、観光の振興については、今後の村の地域振興を牽引していくのは、観光振興による取組であると考えます。まず、私達村民が球磨村の魅力を知ることが重要です。毎日当たり前のようで見ている球磨川、棚田、温泉、緑豊かな山々、九州最大級の鍾乳洞であります球泉洞、そして村の文化など、素晴らしい観光資源が数多くあります。今後は、さらなる観光資源の発掘、観光客の受入体制の整備、情報発信、村内外の商工業者等との連携などの取組を進めることで、観光村づくりの実現を目指します。

次に、安全、安心な暮らしの環境づくりについては、令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けて、球磨村復興まちづくり計画に基づき事業を進めているところです。今後も被災された皆様の生活再建を急ぐとともに、人口減少対策として移住・定住の促進を図るため、仮設住宅の利活用や空き家・空き地バンク制度の活用、移住者への支援策など、様々な観点から施策を検討し、未来に後悔を残さないという覚悟を持って取り組んで取組を進めてまいります。

交通基盤の整備については、国、県と連携して災害からの復旧を進めるとともに、生活道路等

の整備及び維持管理に努めてまいります。

また、災害で被災したＪＲ肥薩線について、先月３日、県とＪＲ九州の基本合意がなされました。本年度末の最終合意に向け、さらに県、沿線自治体と連携を深めてまいります。

コミュニティバスについては、交通弱者の利便性の向上を図るため、村民のニーズに沿った新たな交通体系を検討してまいります。

防災対策について、ハード面においては、避難路、避難場所等の検討・整備を進めます。ソフト面では、防災ブロック会議や防災訓練により県、自衛隊、消防、警察との連携を深めるとともに、防災講和や全村民が避難について考える日などにより村民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の立ち上げへの支援、消防団の再編等による機能強化などを通して、災害に強い村づくりを目指します。

以上、２期目の村政運営に当たり、私の所信の一端を述べさせていただきました。

ご承知のとおり、日本の人口は、２０１１年、平成２３年から減少に転じております。本村においては、先日、紙面に消滅可能性自治体として掲載されるなど、危機的な状況と言えます。

一方で、本村は、今年、合併７０周年を迎えました。先人達から受け継ぐこの村において、持続可能な村づくりを進めていくためには、村民、議会、執行部が思いを一つにして何事にも取り組んでいかなければなりません。そして、村民の皆様におかれましては、村政に関心を持ち、積極的に参画していただくことが重要と考えます。

私は、災害を経験し、子どもから高齢者まで村民の声に耳を傾けることの大切さ、そして、村づくりの主体は村民の皆様であることを再確認いたしました。今後は、村民との対話の機会を増やすこと、村民の声を施策に反映させることを心がけ、村民主体の村づくりの実現を目指したいと考えております。

このように、私が目指す村づくりは、村民の皆様をはじめ、村議会議員の皆様のご理解とご協力がなくてはなし得ることはできません。今後ともより一層のご理解とご協力を頂きますよう心からお願い申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） それでは、これから議案の上程を行います。

日程第４．承認第１号 専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（舟戸 治生君） 日程第４、承認第１号専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回の臨時会では、承認7件、議案2件、同意1件を上程させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました承認第1号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の制定は、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれた令和6年度における個人住民税の定額減税の実施等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、球磨村税条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第5. 承認第2号 専決処分の報告及び承認について（球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、承認第2号専決処分の報告及び承認について（球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第2号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の制定は、地方税法施行例の一部を改正する政令において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、球磨村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。今、提案理由でもございました、5割軽減と2割軽減の対象になる方が、それぞれ限度額を現行が29万円を29万5千円、2割軽減の方が53万5千円を54万5千円ということで、所得の基準が改正されたということがございます。現在で結構でございます。それぞれの該当の世帯といたしますか、をお知らせを頂ければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、蔵谷健君。

○税務住民課長（蔵谷 健君） 現在の5割、それから2割の対象人数ですけれども、4月1日現在で医療にかかる部分については、5割が82世帯の161人、それから、2割にかかる方が33世帯の47人と、支援は同じでございます。介護が、5割が29世帯の34人、2割が11世帯の13人でございます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 分かりました。こうやって法改正が専決でされまして、4月1日からということで、この方達に特別に通知といたしますか、はもう発送はされておるんですか。こうやって軽減をされますよというような、パンフレットか何か知りませんが、そうやって周知をされるというか、そういう方達に国民健康保険加入者にこういうのが今度改正をされましたというのが、もう専決でございますので、周知をされているのかどうか。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、蔵谷健君。

○税務住民課長（蔵谷 健君） 国民健康保険税の課税につきましては、4月に仮算定をしまして、7月に本算定をして、また通知をするところがございますけれども、まだ、すいません、仮算定の部分につきましては、どれだけ下がるかというところではございませんでしたので、まだ通知はしておりません。今回、本算定を7月に行いますので、そのときに、改めてそれぞれの世帯のほうに通知をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第6. 承認第3号 専決処分の報告及び承認について（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、承認第3号専決処分の報告及び承認について（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第3号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、国において3年に一度行われる介護報酬に係る改正に合わせて、関係省令について所要の改正が行われたことに伴い、球磨村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、球磨村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、そして、球磨村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の4つの条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、訪問型・通所型サービス等で緊急、やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録を義務付けるほか、運営等に係る重要事項を原則ウェブサイトに掲載することを義務付けるなど、省令の改正内容に合わせ所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正は、省令施行日が令和6年4月1日となっていたことから、専決処分により改正したところでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。全員協議会の中で一つ一つ詳しく説明をしていただきましたが、この条例の改正によって、球磨村が独自に現在行われている事業等に関して、メリットとなるところが具体的に分かれば教えていただきたいと思っております。そして、将来的にこの条例改正によって、村の介護施策に対してメリットになるところというのを、また、将来に向けてそういうのがあれば、説明をよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今回の改正につきましては、改正内容がそれぞれ、全協でも説

明しましたとおり、8項目あるところでございます。今回の改正でメリットとなる点といたしましては、ユニットケアの質の向上のための体制の確保であったり、介護現場の生産性向上の取組を推進するということが挙げられているところです。また、前年まで新型コロナウイルス感染症が蔓延していたところですが、そういった新たなウイルスが発生した場合においても、すぐに医療機関と連携を取って、介護施設が対応できるようにということで改正を行ったところです。全体的に介護現場の質の向上を図っていくというところが、主な改正点になっているところではあります。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。改正の内容のことで、具体的に言いますと、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うための要件ということで、改正の中にあるわけなんですけれども、これが現在どのような状況で対応されているものが、今、言いましたこの要件をすることによって、どのように介護の支援の中でメリットになるのかというところが分かれば、説明をよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今回のモニタリングのお話でいきますと、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上という観点から改正を行ったところでございます。今回の改正によりまして、要件を設けた上で、少なくとも二月に1回、介護予防支援の場合は六月に1回ですね、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能としたところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。球磨村が高齢化率が5割を超えているという中で、やはり介護の必要性というのはますます重要になってくると思いますので、どうかその点も踏まえまして、ぜひ介護支援の方向、職員の資質の向上とかいうものも含めてでしようけれども、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 承認の1、2含め、性質がちょっと違うような気がしております。そもそもこれの専決に至った経緯を教えてください。これ経過措置があるわけで、なぜ専決にしなればいけなかったのかという部分においてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今回、省令の施行に伴いまして、4つの条例を整備させていた

だいたところで、改正内容といたしましては、8つの項目があるということで全協でもお話をさせていただいております。例えば、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて、指定介護予防支援を行うに当たっての人員基準を設けているということであったり、先ほどご質問でもありました、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とするという項目など、8つの改正内容があるところで、これら全て令和6年4月1日から行うようにしなければならないということで、専決をさせていただいたところです。

なお、経過措置があるということで、本日、資料をお渡ししましたが、令和6年4月1日から施行はするものの、それまでの期間、施設の準備が必要というものもございまして、それまでは準備期間を設けて、例えば、令和7年4月1日からは必ずやってくださいということになっていますので、全てが令和6年4月1日からの施行ということになりますので、専決処分をさせていただいたところです。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 臨時議会の議案資料の中身を見ますと、確かに身体拘束であったりとか、いろんな新たに変更されるという部分も出ておりますが、介護報酬に伴ってプラスアルファ、ところどころ変更になっているようです。例えば、第4条の地域包括支援センターということに対して、括弧書きで、（以下、地域包括支援センターという）という形もプラスされたりとか、あるいは、管理者の第50条、「同一敷地内」という表現を新しく省いたりとか、もちろん第61条に関しても「同一敷地内」という部分の表現が削除されたりとか、いろんなところで少しずつ変わっております。これにおいては、何を意図としてこういう部分を省いているのかというのは、国、県が示すものと精査をした中で、こういう部分が省かれているから、村の条例改正においても省いたという認識でいいのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今おっしゃったとおり、今回の改正につきましては、国が地方に出したものと同一内容とさせていただいているところです。今おっしゃいました管理者のお話なんですけれども、これは、管理者が兼務できる事業所の範囲を、同一敷地内におけるほかの事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するという観点から行ったところですが、全協でもお話があったんですが、これまで施設には管理者を必ず置いてくださいということであったんですけれども、例えば、渡にありました、まごころという施設があったんですが、その施設と別に、どんぐりという施設があったんですが、そこの管理者が同一の方でもいいというようなことで対応できるということにしているところで、全ては国、県と同じ内容で改正をしたということになっています。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） この介護保険指定居宅サービス等のこの条例に関しては、国からその変更点というのは、恐らく事前に通知はあったらというふうに思います。やはり性質的に専決していいものと、しっかり議会で議論をして承認を得るものというものが私はあると思います。もちろんこれにおいて、令和6年の4月1日から施行しなければならない諸事情はあるとは思いますが、やはり国は事前に通知をしているはずで、であれば、やはりしっかり議論をして、承認という形で本来性質を見極めた場合には、この案件において専決するというのが最善のものなのかという、私は疑問に思います。やはりそこら辺はしっかり精査をして、何のための議会なのかも分からなくなりますので、しっかりそこは村長は見極めて、専決するもの、議会にしっかり議案の提案をするべきものというのを、しっかり見極めていただきたいというふうに思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今回この条例が改正をされて、事業所でこういうことをしなさいと、いろんなことで今回条例改正がございました。ご存じのとおり、球磨村の介護保険料、県内でも非常に高い介護保険料となっている。こういう事業所のサービスを、今度努力義務といいますか、した場合において、それを利用される方が、こういうことによってまた利用料といいますか、利用料が増えるのかどうか。事業所あたりがそういうサービスをしましたですね、この改正内容の中で。介護を受けられる方が、今後そういうのの利用料の増加につながるのかどうか、教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） こういった改正も踏まえたところで介護報酬は定められておりますので、介護報酬がどれだけ上がったかというところまではちょっと把握しておりませんが、この改正によって利用料が上がるという観点は、今のところ持ってはおりません。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） いいですよ。この国のこういう中で、村もそれに沿って条例を改正をすると。当然事業所がそうやってそういう設備をちゃんとしていかなきゃいけないのは分かりますが、やはりそれを利用する方がいらっしゃいます。そういうことによって介護報酬が上がれば、またそこに利用されておられる方がやっぱりその上積みといいますか、もう本当にそこにする、また介護保険料といいますか、介護報酬が上がれば、やっぱりそれをみんなでしていく部分において、介護保険料にまで跳ね返る部分もあるのじゃないかなとちょっと思いましたので質問しましたが、やはりもう介護が必要な方は、それは介護を受けなきゃいけないんですが、介護料金を抑える、今からまた、あと3年後には、また改正をしなきゃいけない時期になります。やっぱり介護予防を、先ほど村長の所信表明の中でも、自立だったり、介護予防に取り組んでい

くというようなことも表明されましたので、今やらないと、本当人口減少ももちろんそれに関わってきます。介護を、予防を頑張っていていかないと、どんどん介護保険料が高くなるというのは見えておりますので、ぜひ、村長、そこを、新たな取組じゃないけども、今年度の介護予防に関する、あるいは自立に関することのお答えを、村長、お願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） まず、この条例に関しましては、国の条例といいますか、その変更によってしなければいけない部分でございますので、ここはご理解を頂きたいと思います。

そして、介護保険料、球磨村、本当に県内では一番高いところでございますけども、これに関しましても、今回、やっぱり高齢者の人口減少、そして、若い世代の人口減少、そういうのも合わせたところで、村としては、最大限努力した結果が7,500円ということになっております。今後においては、今言われるように、この介護保険事業を適正に利用していただくという、そういったところにはしっかり取り組んでいかなければいけない。それと併せて、高齢者の介護予防の部分、健康を保っていただくような、そういう取組はしっかりとやっていかなければいけない。あわせて、それが将来的に介護保険料、それとか、国民健康保険料の少しでも安くなることにつながっていけばと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。ちょっと勉強不足で分からないんですが、指定居宅サービス等の事業所はどこですか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今回、改正によりまして影響してくる施設となりますのが、せせらぎと、球磨村指定地域密着型サービスに関しましては、千寿園となります。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） それでは別にお尋ねですが、改正の内容、せせらぎに対しての改正内容か、千寿園に対しての改正内容か。そこのところを教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 全協の資料をご覧いただきたいと思うんですけども、改正する条例が4つ載せているんですけど、そのうち、せせらぎに関係するのが、1番①の球磨村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、それと、3番目の球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及びに定める条例と、この1番と3番がせせらぎに関連する条例改正となります。

下の改正内容をご覧いただきますと、右に番号を振っているところです。この①と③番が載っ

ているところがせせらぎに関連するところになります。

ですので、改正内容といたしましては、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たっての人員基準について、それと、2番目のテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うための要件、それと4番目、訪問系、通所系サービス等での身体的拘束等の禁止、緊急やむを得ずを行う場合の記録の義務づけ、それと1番最後、運営等に係る重要事項を原則ウェブサイトに掲載することの義務づけ、その他、所要の規定整備というところが、せせらぎに関連するところとなります。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） せせらぎに対しての人員の給与関係、そういうところはどこに出ていますか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今回の条例改正につきましては、給与については触れておりません。

給与については、その施設ごとに支給されていますので、そこで決められているものとなっております。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正とありますが、人員の改正はどんなですか。せせらぎに対して人員をどうするのか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今回の改正内容につきましては、具体的に事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならない。常駐かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。

あと3つ目に、管理者は、同一の事業所のほかの職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲でほかの事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事するものでなければならぬということの規定したところでございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

承認第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第7. 承認第4号 専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村一般会計補正予算）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、承認第4号専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村一般会計補正予算）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷光一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第4号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算では、歳入歳出ともに決算見込みによる補正を行っております。

なお、特別交付税の算定において、令和2年7月豪雨関連事業費の算入が多額となり、当初の予想を上回る交付額となったことから、各種基金の積立金の財源として活用しております。

また、3月定例会で議決をいただいております繰越明許費は、新たに繰越しが必要となった事業及び繰越額が変更となった事業がございましたので、第2表にお示しし、地方債につきましても実績に応じた起債額に補正したものを第3表にお示ししております。

そのようなことから、今回は5億7,331万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億2,378万円として、3月29日に専決処分をさせていただいております。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。今回、今ありましたように、交付税が上回る額があったので、各種基金の積立てということでご説明がございます。今、見れば、本当に基金を今度、積み立てられております。

分かりましたが、28ページ。教育総務費の事務局費、高校生等教育支援補助金ということで、△252万円となっております。令和5年度当初で、村長から高校生の支援を年間で、1人月5千円で6万円です。ということで480万円、当初予算で組んでございました。年間6万円です、80名、480万の当初予算。

今回、252万円減額をされています。どうして減額になったのか、その要因を教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） ただいまの件につきまして説明いたします。

高校生の教育支援補助金につきましては、高校生の通学費に伴う補助金として助成を行っているところでございますけれども、上限を月5千円ということで、年間6万円というところで補助金の助成を行っております。

実績の方が現在、一応57世帯の申請があっておりまして、当初見込んだ80名よりも大幅に減額となったところでの実績に応じての減額というところで、専決の方の補正をさせていただいているところです。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） いや、それは分かるんですよ。252万円減額ということで、6万円だから42名分減額されているんです。この減額の要因です。どうしてその減額、実績があるから落とされたのでしょうかけれども、これは村長は多分、施政方針のときに令和5年度の目玉で高校生の支援をしたいということでされました。この減額になったその実績は分かりませんが、要因、どうしてその実績が伸びていかなかったのか。

対象者が80名、おったのでしょうか。1年生から3年生まで高校生は何名だろうかということで、80名ということで、予算を480万円にされたのに、その減額で6万円の42名の252万円減額にされた、その要因は何だったのか。実績は分かります。どうして実績が上がらなかったのかということです。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） すみません、まずは訂正をさせていただきたいと思います。57世帯というのは誤りでございました。人数の実績が38人というふうに出ております。

その要因といたしましては、広報とか周知、あとはホームページでこの補助金の助成につきましてはお知らせをしていたというところでございますけれども、実際に申請をされたところというのが38人だったというふうなところで、この助成金につきまして、知らない家族といえますか、高校生の世帯の方が知らないところが多かったのかなというふうには思っているところです。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） その答弁はちょっと課長、おかしいと思います。

これは高校生支援でちゃんと、広報紙でも何でも、村長の目玉だったんです。実績が上がらないからじゃなくて、高校生が何名、ここにおられるのならば、そこは減額じゃなくて努力をしていかなきゃいけないんじゃないですか。

私も、要項はちょっともらっていませんので分かりませんが、その要項の中にいろいろ基準といえますか、支給をするときにはこういうことじゃなければ駄目だというのはあるんだろうと思うんですが、周知がなかったからといって、じゃあ減額ではなくて、80から38名というようなことだから、42名の方の分を減額されて、半分じゃないですか。80名のうちに42名の分

を落としたなら半分じゃないですか。

当初、毎月やるんだらうということで、板崎議員だったですか、一般質問か何かでされているときには、年間にまとめて6万円支払いますよということでご答弁をなさただらうと思っております。半分しかしかなかったのに、知らなかった人もいるから落としますというのはちょっと、村長、そこはどうですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今回、申請者の方が少なかったということで、これは本当に反省すべきことかなと思っております。申請主義ということで、申請された方に交付をするといいますか、補助をするというようなやり方で行ったので、村としましては、ホームページでありますとか広報という手段を使って周知をしたわけで行ったけれども、強いて言えば、例えば高校生を持つ家庭、ご家族といえますか、世帯というのは分かりますので、そこに対してのそういう案内といえますか、どこまでできるか分かりませんが、そういったところに欠けていたところはあると思いますので、そこは今後、しっかりと改善をしていくべきことだらうと思っております。

今後も、これは続けていきたいと思っておりますので、そこは昨年の反省を踏まえたところで、今年度はしっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 村長、それは分かりますけど、村長が目玉としてこれしたのはやっぱり分かってますから、申請は申請主義です。ただ、先ほどありましたようにご案内。まだされてない方に、「すみません、高校生に年間6万円をする支援があるんですよ」と、周知といえますか、ご案内はしていいんじゃないですか。そして申請をしてもらおう。あくまでもこっちで申請じゃなくて、お願いしますと向こうから申請をする形は取ればいいんじゃないですか。

せっかく予算をして、村長が令和5年度の目玉でやっているのに、それをできなかったというのは、その周知とかそういうことをちょっと。前教育課長でもいいですけど。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 先ほども申しましたように、本当、この令和5年度のやり方というところをしっかりと反省して、今年はそういうことがないように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 関連ですが、私が一般質問したときには、前教育課長が言われたときに、在学証明書を取らないといけないということでした。そのためには、全高校生のところ

は分かっているから、在学証明書を取ってもらうように言うと、そういうことを言われております。だから、全高校生のおるところには最初は周知してあるはずですよ。

そして、それで出てこなかったとき、さっきも教育課長が言われたとおりに、高校生のいる家庭というのは分かるわけです。熊本にいる人も、八代にいる人も、球磨・人吉にいる高校生、通学している。それは分かっているということでした。

それで、自主申請制度というのは、今日、初めて私は聞いたんですけど、そのときに全部に大体こうやってしますと広報でも知らせたかもしれませんが、私が一般質問したときには、在学証明書を取らないといけないようになっていきますからと言ってくる。だから、在学証明書を取らないといけないようになっていたんだら、それを保護者に言うということで在学証明書を取らないといけないということを分かっているんだら、それでいいというわけだから、それで申請もされなかった。でも一応、どうして高校生がいる家庭は分かるんだから、何でそういう申請をしないのですかとか、何で聞かないのですか、自主申請って。

それで、ある家庭から高校生が出ないということを知って、何ですかと言って、税金滞納というふうに、滞納しているから出ないと。それとのキシユがちょっと違うんじゃないかなと、高校生の通学に対しての支援とあれが違うんじゃないかなと思っていたわけです。

今日、ここで252万円の減額という。それも、この予算書の250万円減額になっているのは、村長はこの予算書を見ているわけでしょう。さっきの質問は、今回の5年度は悪かったとか何とかって、このときに、何で減額するとかということ、言われなかったんですか。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時13分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 板崎議員の質問について答えをさせていただきますと、減額されているということは承知しておりました。

ただ、先ほど申しましたように、申請をされた方がこれだけだったんだなということで、そのときにはそういう考えでしかなかったことは、今、皆さんから言われれば、そこはちょっと問題かなとは思いますが。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 先ほどいろんな話が出ておりますが、高校生の補助、これいつだ

ったですかね、議会が承認しているのは。（「当初予算だったと思います」と呼ぶ者あり）当初予算だったですよ。（「当初予算です」と呼ぶ者あり）これを目玉にしたいというところで予算を承認して、実績でという説明は、その当時はなかったわけです。時の流れ、いつ出すのという話の中で、最終的に実績という形でした。

これ以外にも、もちろん、申請をされなかったというのは、これは対象者の方々が必要ではなかったのか、あるいは、周知がもちろんできていなかったのかも含め、何らかの課題が残って、今後どうしていくのかということも必要だと思います。

しかしながら、予算を当初予算でして承認をした。プラス球磨村の商品券も、これは9月かなんかに承認をして、いまだに球磨村は発行されていない状況です。

やはり、議会が予算を承認して、予算執行、執行権は村長なんですよ。いかにこれを1年間、事務手続、あるいは周知に関して、しっかりやっけないと、もちろんもったいないわけですよ。せっかく目玉にしてありますので、今後、しっかりそういうのを迅速にやっぱりやってもらいたいと思います。

別件で行きます。22ページ、ふるさと応援基金積立金、マイナス1,475万4千円、令和5年度の、ふるさと納税の収入額と経費、最終的に幾ら基金として残ったのかをお聞かせいただきたいと思います。22ページ。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） お答えします。

令和5年度の、ふるさと応援寄付金、こちらの3月末での実績といたしましては、ふるさと応援寄付金が5,535万7,290円、それから、企業版ふるさと寄付金が545万円ということになっております。合計で6,080万7,290円の調定額ということになっております。

それから、経費の支出につきましては、まだ精査中ございまして、正確な資料を手元に持ち合わせておりません。

この積立てに関しましては、寄付があった分、ふるさと応援寄付金、あった5,535万7,290円、これにつきましては応援基金のほうに積み立てるということになっております。

企業版につきましては、これは積み立てることができませんので、それぞれの目的に応じた奨学金の返済補助とか、そういったものに充当して使用をさせていただいているという状況です。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 5,535万円と545万円、計の6,000万円、その経費、要は、寄付額がこの金額ですよ。寄付額がこの金額で、経費についてが分かりませんと、ここが一番大事なんですよ。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） ふるさと応援寄付金の経費につきましては、返礼品、それから、送致料関係、それから、各業者への委託料関係を含めまして、寄付のあった分の50%までが経費ということになっておりますので、先ほど言いました応援寄付金の5,500万円の50%が経費になるというような状況でございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） じゃあ総額約6,000万円ですよ。半分3,000万円が経費にかかる。

これまで、ふるさと納税の目的というのは、財源確保の上では非常に力を入れてやるという、それが一番大事なんだという話をしてくれて、実際、球磨村、差引きの3,000万円ですよ。ほかの市町村は3億、5億、6億円、50%引かれても半分は残るわけですよ。令和6年度のふるさと納税の目標額と、総合計画の後期の分に、このふるさと納税の財源確保の施策はどのように、村長、考えておられるか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

令和6年度の、ふるさと納税の目標額というのは8,000万円でございます。そして、私の所信表明でもありましたように、特産品の開発ということで考えているところです。

今、どこの自治体も同じような内容の返礼品となっていますけども、特出して、たくさんふるさと納税をしていただく自治体は、やっぱりそこそこで特徴が——特徴といいますか——あるようですので、球磨村もそういった部分でしっかり考えて、今後、繰り返しになりますけども、先ほど言いましたように、特産品等を開発することで、そういったところで、ふるさと納税額を増やしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） その財源確保の危機感ですね。やはり、もちろん、ふるさと納税の仕組みづくりも含め、どこの市町村もかなり力を入れているわけです。球磨村、一番上がったときに多分2億円ぐらい、1億円だったけど、2億円ぐらい多分上がっていたと思います。3億円か、3億円ぐらい。

やはり、介護保険料も含め今回上がっている。人口減少の歯止めであったりとか、いろんな施策を打ち出す中に、もう少しやっぱり踏み込んでいかないと、先ほど議論された目玉と言われるものも中途半端に終わってしまっている現状と、今後大きな問題となる財源確保という意味では、まだまだ思い切って施策を打ち出さないと、本当に魅力ある村づくりなんて到底実現できないと

思います。

しっかりここら辺は精査をして、こういうのも専決、承認という形になっとるんですけど、いかなもんかなと私はと思いますが、ぜひ、全体的に、もう少し何か結果を追い求めてほしいなというふうに思いますので、村長、よろしくお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 先ほどのまだ質問が終わっていないと思いますので、もう一回質問させてください。

先ほど、年間6万円の支払いで、人数の件もありますが、私が要綱を聞かれたときに、在学証明書を取らないかないというのは聞いたけども、ほかの要綱があったのかどうか、支払いに当たって何か決め事があったのかどうか。

それと、もし今度、5月中でもいいですが、申請しなかったところが出てきた場合、支払うべきものと思いますが、そこはどういうふうに考えられますか。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） まず、1点目の要綱がそのほかにもあったかというようなご質問でございますけども、要綱に関しては、この通学の支援の補助につきましては、この要綱一つでございます。それには、在学証明の提出というところは一応求めているところではございます。

（「それが一つ」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）すみません。

そして、その要綱の一応条件といたしましては、あと、滞納をしていないところというようなところで条件の方はうたっているところではございます。

一応、今後につきましてですけども、当然、申請のまだ上がっておられないご世帯への、当然、補助の支援というのは必要だというふうには私も考えているところではございますけども。

これの言い訳になるかもしれませんが、高校生になってからのその後の転出、また、途中での中途退学、そういったところの把握というのが非常に今回、困難であったというようなところが反省点でございます。そういったところも今後どのようにしていくかというのを、係、課内のほうでも検討をした上で、少しでも多く助成金のほうの支払いができるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 混乱したというのは、在学証明書を取るというだけのことでしょ。それで、在学証明書を取るにも、何でかなと私は思いよったんですけど、実際、卒業するまで、3月までちゃんと学校に行かれたかどうかというのを調べるためとか言われました。その混乱した理由は何ですか。在学証明書を取るのに、やっぱり面倒くさかったりということではなかったのか。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 在学証明を取るのが面倒とかなんかというのはございません。一応、申請者に在学証明の方も一緒に取ってもらった上で、申請をしていただくというようところで今現在のところはしているところでございます。（発言する者あり）（「よかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） よかです。結局、教育、高校支援のとは、在学証明書を取ってくださいと、提出書類に必要です。分かるんです。それが面倒いと思って申請しなかった人もいるだろうと思います。必要性があるならばもちろん提出をしてくださいという話なんですけど。結局、何が原因で周知ができなかったのかも含め、目玉だからやっていかんば。

言わばLPガスもそうなんですよね。LPガスも過去の数か月間の使用量の記録をコピーして提出してくださいだったです。これでいうと、これもコロナ対策でお金出とるんですけど、結局マイナス三百何十万ぐらいなとるわけなんですよ。

申請方法ももう少し簡素化をして、要は、議会が承認をして、これを一連の流れでしていくなれば、親として、親権者として、在学証明となる記載をして印鑑を打ちます。仮に申請後に退学、あるいは辞めた場合には速やかに返納するとか、そういうので申請をするとか、いろんなやり方ですね。

LPを、結局、通帳の写しで口座引き落としやったら、その何か月間か引き落としのところはコピーして一緒に提出してくださいとか、1か月か。いろんなそういうのがあるわけなんですよね。

もちろん大事なことでしょうけど、必要書類としては大事なことも知らんですけど、やっぱり簡素化というのも含めしていかないと、せっかく目玉としてつくったものが、しっかり住民に対して還元ができなければ意味がないから、今後、一つの課題として考えるものではないんですか。

ずらずら並べとって意味がないわけなんですよ。だから、そこをしっかりと精査をして、課題と対策をどう打っていくのが大事なので、そういう議論をやっていきましょう。私はそう思いますけどね。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） 先ほど板崎議員からのご質問があった部分についてもちょっと補足をさせていただきます。

この高校生の補助金というのは、高校生の通学、本当に途絶えてしまっておりますので、私も

毎朝通勤するときに、親ごさんが子どもさんを乗せて高校のほうまで送っておられる姿よく拝見しており、本当にご苦勞をおかけしているなと思うところです。

月5千円の12か月分、月6万円、今回ご申請いただいた方の中には、ご兄弟2人いらっしゃる、12万円を、補助を受けられた方もいらっしゃる、本当にありがたいというお声も聞いておりました。

先ほど、当初の予算で80世帯と組んであったのは、これは、昨年度の段階で高校生が何名いるかというのは、各学校に訪ねていくというのもとても困難なことです。それで、球磨中学校を3年間遡りまして、卒業生の数から算出しています。80名いるということで、この予算は80世帯でということで予算を組んだところですけど。

やはり、全ての子に本当は渡ればいいんでしょうけど、さっきも出ていましたとおり、途中での転出があったりとか、いろんな事情で退学をされる方もおります。なので、実績に基づいての補助ということで、在学証明書はお手数ですけど取っていただくということで、これは、たくさん皆さん、人吉・球磨外に行っておられるところも在学証明書をつけて申請をなさっておられます。

これは、やはり村の税金を100%使っているわけですので、その条件の中には、水道料とかインターネットの通信料とか、そういった納税を、義務といいますか、そこは果たした方に限りということで、年度当初の広報も——当初といいますか、決定した後の村の広報紙とホームページ上にはそういう条件もうたってはおるところです。

申請書類を取りに来られた方も、そういった規定が書いてありましたので、申請書は取りに来ただけど、うちはそこに該当せんなどということで引かれたところもあります。そうやってですね。

結果、この38名という申請状況には至ったところですけど、年度末にこうやって支給をしますので、年を越した時期とか、そういったところで再度何か広報紙とかでお知らせをして、皆さん方に周知を図っていく必要もあるなと考えるところです。

私も折に触れ保護者の方々、また、地域の方々には、こういう支援をしていますということで、高校生の補助制度のことも随分お話ししてきたところでしたけど、この実態を見る限りでは、いろいろこのまた反省を生かして、皆さん方にしっかりと行き届くような取組をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 先ほどの質問と期限外、期限外というか、今度、もし5月中でも申請者が現れたら支払いはされますか、そこだけをお聞きします。（「令和6年度の目玉

で……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回の補正予算で財源を今回落とす補正予算を上げておりますので、今回は、先ほど教育長が申しましたように、いろんな、こちらもやってきたつもりが、なかなか保護者の方に伝わっていなかったという反省点を踏まえながら、次年度から、今年度から、しっかりと一人でも多くの方々にこの補助金を活用していただくような、そういった取組をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） そしたら、払わないということですね。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上蔀宏君。

○副村長（上蔀 宏君） この補助金要綱というのをつくっておりますけども、その要綱の中身は、先ほど言った在学証明を添付してくれということ、補助金ですので、税金等の滞納がない、公共料金の滞納がないことというような条件がありますけども、月に6千円なんですね。ですから、在学した期間が——5千円ですね——1か月であっても、1か月の在学証明があれば、途中5月で退学されたとしても、1か月の在学証明があれば、1か月分5千円は出るわけですね。

ただ、ずっと年間を通した場合に、一月ずつという話もありましたが、それでやると証明を取るのも面倒になりますので、一番最後の3月卒業とか、3月で学年上がるとき、1年単位で取っていただければ1枚で済む。そうすると6万円分請求していただくというようなふうになっていますので、そういったところでやりたいと思っています。

今回、補助金ということでやっていましたが、ほかの補助事業でも、ちょっと要項の今、確認をやっています。

先ほど言った税金の滞納とか、公共料金の滞納関係の条件を精査して、補助金という、やはり、この高校生の補助については、補助金でやった方がいいのか、今回、災害でというのもありましたので、鉄道関係も動かないという状況で補助をしたいということになっていますので、やれば（発言する者あり）はい。災害という中で支援金というのでできないかなというのも今検討中でございます。一応、予算のほうで補助金ということでたしか上げていると思いますが。

要項の確認、他の補助金も含めて今やっていますので、できるだけ住民の方が利用しやすいように、ただ、不公平が出てきますと困りますので、やっぱり、これほとんど一般財源でやっていますので、そこ辺を精査して上でやっていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 今、支払いが発生した場合どうなのかという論議なんですけども、

現在、要綱でつくっておられる中で、いわゆる申請期限というのが必ず明記してあると思います。それを教えてください。（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） 宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 支払いのその該当どうのうこうのは分かっているんですが、最終的に、例えば2年生が昨年4月から今年の3月まで1年間在学しましたよというので、1年間分の在学証明書を取れば6万円という、この理論は分かるんですけども。

いわゆるその申請する期限というのは、今、支払いがどうのこうのと言われましたけど、申請期限が例えば3月末だったら5月までの支払いができますよね。申請が5月までということはあり得ませんので、要綱にそのところを明記してあるんじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 要綱のほうを確認したところ、申請の期限というのほうたっちはいないんですが、補助対象期間といたしまして、補助の対象期間は、生徒が高等学校等に入学した年度から正規の最短修学期間が終了する年度までとするというふうに対象期間がなっておるところです。（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） ということは、例えば、去年在学しとったので、今から申請していいですよということも可能になるということで理解していいんですかね。（発言する者あり）
そういう解釈になってきます。学年が変わって3年生ですけど、2年生のときの申請がしていませんでしたので、していいですよ、できますよということになってくると思われるんですが、いかがでしょうか。

いわゆる期限ですよ、さっき言いましたとおり、期限を切らないと申請が受け付けられないですよ。いつまでというのが、いつの期間をじゃなくて、そのところちょっと解釈をよろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） すみません。本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時45分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 申込みの期限につきましてですけども、要綱のほうにはうたっちはありませんが、お知らせとして、広報とかには、年度内には処理をしなければならないという関

係上、申込みの受付期間といたしまして、令和5年度につきましては、令和6年の2月1日から令和6年の3月11日までというふうに期限を設けているところです。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 23ページですけども、21、災害対策費の中で、球磨村にたくさん職員を派遣していただいて、災害の復旧・復興に当たっていただいておりますというところで、感謝をしておるわけなんですけども、派遣職員の給与等負担金2,000万円の減ということなんですけども、この考え方として、復旧が進んだとか、人材がある程度必要でなくなったとか、いろんな考えが、理由があると思うんですけども、そこを詳しく教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 今回の補正につきましては、当初予算におきまして、令和4年度に派遣いただいております職員——自治法派遣の職員の方ですね——の人数を基準として当初上げさせていただいております。それが5年度につきましては、宮本議員言われますように、その復興状況に応じて、やはり派遣の職員の方も減らされておるといいう言い方は変ですけども、原因となっております。

その関係上、令和4年度の実績に基づいて当初予算で上げておったのを、その人員の減によりまして、今回は減額ということになったところでございます。

復興につきましては、まだまだ道半ばではございますけれども、他自治体におきましても、それぞれ人員等の事情等はございますので、こちらもお願いはしておるところなんですけれども、それ以上の増員というのは難しい状況でございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 派遣していただく職員の方というのは、やはり専門的な技術・能力を持っておられる方を派遣していただいておりますと理解しております。

今後、復旧・復興が進む中で、その内容が少しずつさま変わりをしていますよね。一応、土木災、農地災等も含め、そういう災害の復旧からインフラの避難の解消とか、道路の改修工事とかいうことから始まって、今度は生活住環境の整備というところに着眼が移ってきているんじゃないかと思うんですね。

どこで生活するのか、ここで生活して安心して暮らせるような方向に持っていかなければならないというところがあると思います。そのような方向に向けて、今後、職員を派遣していただくというところがあるんじゃないかと思いますが、その点につきましてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 議員言われるとおりにかと思っております。いろいろその復興の事業等につ

きましては、様変わりをしていくような状況でございます。

ただし、これにつきましても他自治体の事情等もございます。今、技術職とかにつきましても、かなりの自治体で不足されておるような状況かと聞いております。

球磨村においても技術職でそういった専門的な知識を持った方というのを、本来ならば必要とするところですが、なかなかそれがかなわないような状況でございますので、今は熊本県のほうからは、田中政策審議監をはじめおいでいただいておりますし、広島ほか、愛媛とか来ていただいておりますけれども、そういった自治体の事情等も考慮しながら、お願いできるところは一生懸命お願いして、派遣のほうの要望については続けていきたいというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 20ページに、雑入で建物共済保険金2億6,389万3千円、この内容を教えていただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） これにつきましては、令和2年7月豪雨災害におきまして、球磨村の情報通信施設が水害に遭っております。この施設につきまして、その構造物に対しての保険でございます。契約等に基づいて、その保険が算定されておるところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） じゃあ、情報通信施設の被災をしたので、2億6,300万円全てこれということですか——ということですね。2億6,300万円全て情報施設のということですね。（発言する者あり）

じゃあ、課長、令和2年7月豪雨災、昨年も多分保険金が入ってきたと思う。令和2年7月豪雨災で被災をした村有施設の保険といいますか、全て、やっぱり掛けてあるでしょうから、保険をですね、村有施設、それ全部入ってきたんですか。入ってきていないなら、まだ以前、ほかにも何かこういうのが入ってくるというのがあれば。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 村有の建物関係については、施設に関しては、保険のほうはこれまでだったかと思いますが、附帯設備等では保険が効かないやつとかもございまして、そういったものについては、保険の適用にはなっておりません。

すみません。本当、あと、もしほかの物件があった場合には、そういったところ（発言する者あり）そうですね、はい。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。32ページと3ページの件ですが、まず、22ページで、一般職の減額で、給料558万3千円減額してあります。

そこで、32ページに一般職の総括で上げてありますが、6年度の一般職の給料は、給料というか、適正なあれでやってあると思います。その減額のは、人数が減ったんですか。それとも対応がいかんから減額するとか、そういうのじゃなくて、その減額の理由ちゅうか、どういうふうにして減額になったのか、教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 人件費につきましては、毎年度、その年の人員によりまして6月とかに補正をさせていただいておるところなんですけれども、そのときに、補正後において、いろいろな給与の改正でありますとか、そういったものを加味したところで、今回、実績に基づいて減額をさせていただいておるところでございます。適正に給与等の支払いについては行っておるところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 言葉は悪いですが、この適正というのが、同じ年齢で——同じ年齢というか——5年度と6年度に人事院がいろいろ異動されても、そのまま給料がその場合、言っていないかどうか分かりませんが、自分達も思うんですが、住民からもいろいろ聞く、人がという事で聞きます。これちょっといかんかもしれんですけど、そういう人達も給料がそのままになっていますか。なっていますかというのもおかしいですが。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 村におきましては人事評価制度を設けております。これに基づきまして、昇給、あるいは勤勉手当の支給等につきまして、その差をつけておるところでございます。

全てが同じ号給、1年たてば昇給するとか、そういったことはございません。それぞれ一生懸命努力して頑張っておられる方については、それだけの昇給もありますし、なかなかそこが見えてこないという場合には、ある程度、基準、あるいは、それを下回ることもあろうかと思えます。

そういったところで、それぞれ職員がその努力した分に応じて昇給していくようなところで人事評価、それぞれ管理職のほうでしまして、村長まで評価していただいておりますので、適正に行われておるといふふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 今ので減額というのものあるんですか。というか、減額というのものおかしいですが、減額というのはありませんか。いろいろ、税金なものですから、税金からの給料でありますので、いろいろ、あの人は何とかと、だから、適正であるかというのは別として、村長、一応、人事のことでいろいろあると思いますが、本当に適正適所のところでされていると

思います。

そこで、いろいろ給料の面も今言いましたとおりに、上がることはもちろんいいことだと思いますけれども、減額というのがあるかどうかはちょっと聞いたわけなんです。

というのは、やっぱりいろいろ住民の方々から、あの人は給料は一緒じゃろうけんとか、いろんなこと聞くもんですから、だから、適正適所の給料の判断というか、そういうのはどういふうに、大体、国からのあれで決まっているとは思いますが、そこの内情を聞くのもおかしいですけど、どういふうなあれでなっていますか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 先ほど総務課長が申したとおりでございます。しっかり適正にその辺は対処しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

本会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第8. 承認第5号 専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、承認第5号専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第5号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算では、決算見込みによる予算の補正を行っておりますので、その内容についてご説明いたします。

まず、歳入につきましては、国・県補助金の確定額に基づく補正を行っております。また、繰越金につきましては、決算見込みに合わせ補正しております。

次に、歳出につきましては、保険給付費につきましては、決算見込みに合わせて減額しております。また、国・県補助金の確定に伴い、充当先の歳出款項目の財源の組み替えを行っております。

このようなことから、今回は600万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,170万7千円として、3月29日に先決処分をさせていただいております。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第9. 承認第6号 専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、承認第6号専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第6号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、熊本県後期高齢者医療広域連合への納付金実績確定に伴うもので、歳出につきましては、広域連合給付金を増額し、保険給付還付金を減額しております。

このようなことから、今回は増減なしとして、予算総額を歳入歳出それぞれ5,345万7千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第10. 承認第7号 専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、承認第7号専決処分の報告及び承認について（令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第7号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、令和2年7月豪雨災害に伴う大無田から鵜口までの仮設配水管の賃借料を実績に応じ、災害復旧費の減額補正を行っております。

次に、歳入につきましては、国庫補助金及び繰越金に求めていたことにより、国庫補助金及び繰越金の減額補正を行っております。

このようなことから、今回は14万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9,515万1千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 勉強不足で申し訳ございませんけども、大無田から鵜口まで、令和2年7月豪雨災害のときの仮の配水管の賃借料ということで、この減額ということで、どの部分でどこに賃借料を払っておられるのか。すみません、勉強不足でございますので、教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） ただいまの質問ですが、場所といたしましては、大無田地区から鵜口までの区間において、熊本市にございます永晃株式会社というところから、管のリースをいたしております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 確認です。黒かホースばこうしやっですよね、あれの賃借料ということですね。（発言する者あり）ちゅうことでしょう。ホースが道沿いにしてあるですたい、あれが借りているから、その賃借料ちゅうことですね。分かりました。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第 7 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 7 号は原案のとおり承認されました。

日程第 1 1. 議案第 2 6 号 令和 6 年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 1、議案第 2 6 号令和 6 年度球磨村一般会計補正予算についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 2 6 号令和 6 年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和 6 年度の一般会計当初予算は、3 月に村長選挙が執行されたことから、義務的経費を中心とした骨格予算としてご決定いただいております。今回は、令和 6 年度における本村の政策として取り組む事業費を肉付けの補正予算として計上しております。

事業の内容につきましては、多岐にわたり様々ですが、その主な内容について、まず、歳出からご説明申し上げます。

議会費では、議会資料をペーパーレス化し、議会運営の効率化及び議会活動の活性化を図るため、タブレット端末導入に係る関連費用を計上しております。

一般管理費では、本年が合併 7 0 周年ということで、後ほど述べますが、くまむら復興祭と同日に記念式典を開催することとし、報酬費等を補正しております。

また、委託料では、令和 2 年 7 月豪雨災害の犠牲となられた方々を悼むために、役場庁舎の 1 階に祭壇を設ける費用を計上しております。

企画費では、ふるさと寄付事業について、今年度の目標額を 6, 0 0 0 万円とし、財産管理費

のふるさと応援基金積立金及び災害復興基金積立金に計上するとともに、事業実施に必要な経費も補正しております。

また、今年のくまむら復興祭を10月27日に実施することといたしましたので、関連予算を計上し、復興の機運を高めるイベントとして引き続き実施してまいります。

そして、国が進める自治体DXに対応するため、デジタル人材派遣制度を活用し、村のDX計画を策定することで、デジタル技術やデータを活かし、より住みやすい村を目指してまいります。

脱炭素先行地域事業につきましては、先行地として他自治体からの注目度が高い事業になります。本年も、計画に基づき、球磨村森電力と連携し、村有施設へのソーラーパネル及び蓄電池を設置するとともに、電気自動車の充電設備も整備し、脱炭素の村づくりを進めます。

また、喫緊の課題である人口減少対策においては、特に若い世代の移住・定住に力を入れたいと考えており、様々な観点からあらゆる政策を検討し、今やらなければ未来に後悔を残すというくらいの強い覚悟で進めていく必要がございます。

私の2期目の挑戦第1弾として、結婚新生活支援事業補助金、空き家利活用促進補助金、移住定住促進支援給付金を新たに予算計上するとともに、保健衛生総務費では産後ケア助成金、不妊治療費補助金も計上し、様々な角度から人口減少対策を進めてまいります。

デジタル田園都市国家構想事業費では、人口減少対策の中心となる移住定住施策を進めるため、地域おこし協力体制度を活用し、空き家の利活用提案や移住希望者の窓口としての職務を担っていただくこととしております。

また、役務費を計上している企業版ふるさと納税コンサルティング手数料ですが、肥後銀行と連携して取引企業とのマッチングを実施することで、企業版ふるさと納税寄付の拡大を目指します。

民生費の社会福祉総務費では、本村の福祉活動において欠くことのできない重要な役割を担っている社会福祉協議会の助成金について、他自治体の状況等を加味し増額しております。

老人福祉費では、77歳、88歳及び100歳の節目に敬老祝金を交付するとともに、敬老会事業は昨年度から共助のむらづくり補助金のメニューとして実施しておりますが、2年目となる今年は、さらなる制度周知を図り、実施団体数増加を目指します。

児童福祉総務費及び児童措置費では、人口減少対策として出生児祝金の交付及び保育所副食費事業は独自施策として継続してまいります。

衛生費の環境衛生費では、簡易水道特別会計において実施する渡地域配水管耐震化等事業の財源について、一般会計からの繰出金に過疎対策事業債を活用して予算化しております。

農林水産業の農業費では、将来にわたり守っていくべき農地の利用性の向上と生産基盤の整備に取り組むため、産業振興対策補助金の補助率を3割から5割に引き上げるとともに、農業法人

への農業機械の購入に対する補助も行います。また、毎床地区における基盤整備事業を進めるため、換地等調整事業を実施します。

林業費の林業振興費では、有害鳥獣の増加に伴い、農林産物の被害も顕著になっていることから、捕獲事業を継続するとともに、有害鳥獣の侵入を防ぐ防止柵等を設置して被害の軽減を図ります。また、鹿肉の加工や販路開拓により、特産品として活用できる事業への展開を引き続き支援してまいります。

林業費では、林道東俣線開設事業を継続して進めるとともに、川島大岩線の改良工事を実施します。

森林環境費では、森林環境譲与税を活用して、森林によるCO₂吸収量を国が認証するJ-クレジット制度の承認申請を目指し、委託料を計上しております。

水産業振興費では、村の貴重な水産業の火を絶やさないため、黒白地区の養魚場の販路拡大や後継者へ引き継ぐために必要な経費を補助いたします。

山村振興対策費では、国の山村活性化対策事業を活用し、地域資源等を発掘、活用しながら、既存商品の磨き上げや新たな商品の開発を行う球磨村特産品開発協議会への貸付に係る予算を計上し、特産品の開発や改良を促進してまいります。

観光費では、観光客等のニーズ調査や分析を行い、今後の観光振興ビジョンや指針を定めるため、観光振興計画を策定する委託料を計上しております。

土木費の道路維持費では、村道岡線における工事を継続するとともに、住宅管理費では、公営住宅の維持管理のために、国の補助金等を原資として積立を行います。

消防費では、電源立地地域対策交付金を活用し、老朽化した消防積載車の更新を行います。

また、自助、共助による防災力の向上を図るため、県の補助金を活用し、指定緊急避難場所等の備品整備や自主防災組織の活動支援等を引き続き進めてまいります。

教育費では、4月に開校した義務教育学校球磨清流学園において、学校教育重点目標を達成するための取組を進めてまいります。その中で、新たな取組みとして、プログラミング教育を導入いたします。導入の狙いは、プログラミングのスキルを身につけるとともに、各ステージに応じた論理的思考や創造性、問題解決能力の育成に寄与するものと考えております。

また、高校生等教育支援補助金、ICT家庭教育推進補助金、入学進学準備給付金、学校給食費助成金については、子育て世帯の経済的支援として継続してまいります。

災害復旧費では、村道神瀬高沢線の復旧工事に係る経費を計上しております。

次に、歳入ですが、国・県支出金については、今回、歳出予算に計上した事業において、補助金等の予算を計上するとともに、各種基金を事業に活用するため補正を行っております。

また、厳しい財政状況の中で事業を展開するには、どうしても起債に依存しなければなりません。

ん。将来の元利償還金について、交付税措置のある有利な辺地債や過疎債の起債を予定しております。

一般的には、予算額の3割を地方交付税が占め、依然として交付税に頼らざるを得ない状況が続いております。

村税の確実な徴収や企業版を含むふるさと納税制度に積極的に取り組むなど、自主財源の確保による財政基盤の強化を図るとともに、歳出においても選択と集中により、効果的かつ効率的な事業展開と合わせて、既存事業の見直しを行い、経常的経費の削減に努めなければならないと考えております。

このようなことから、今回は17億2,021万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ59億1,921万9千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） ちょっと確認なんですけど、ふるさと納税の今年の目標額は、先ほど8,000万って多分言われたと思います。これ予算は6,000万で計画をされておりますが、これはどういう、あれですかね。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 申し訳ございません。先ほど8,000万というのが、私のちょっとした勘違いで8,000万と言ってしまいました。正確には6,000万でございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） であれば、提案理由の説明の中に、令和5年度、5,500万とプラス500万、6,000万の実績があつて、それから2分の1が経費でかかるということは、3,000万が球磨村の財源確保という、やはりこれに関しては、数値的な目標を立ててという話をさせていただいた中で、提案理由の説明で、一般的に予算額の3割を地方交付税が占めると、依然と交付税に頼らざるを得ない状況が続いております。村税の確実な徴収や企業版を含むふるさと納税制度に積極的に取り組みます。自主財源の確保による財源基盤の強化を図ると、今言われました。

そもそも、令和5年度に6,000万を、令和6年度に同じ6,000万ということが通用するのか。財源を確保しなければいけないという大きな課題が球磨村に残っているわけですよ。もちろん、先ほどの8,000万ということに対して、2,000万、この事業を展開する上で、目標数値を立てて8,000万を向けてやるだろうというふうに理解していたものの、令和6年度の補正で、結局、令和5年度と同じ数字になっているっていうのは、いかなもんかなと思う

とですけど。

逆に、予算に関して、やはり8,000万っていう、令和5年度を上回るような目標数値を立てて、それに近づくような予算を立てていく。今回に関しては、6,000万という位置づけの中で予算編成をしたものの、1年、途中、途中で補正しながら、ふるさと納税の額を上げていきたいっていうなら分かるんですけど、全然、発展性がないっていうか、これについてちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、高澤議員が言われる、その通りでございます。

まず、予算は6,000万という目標を立てて、今やっておりますけども、これから、午前中も言いましたように、販路拡大でありますとか、ふるさと納税返礼品の開発でございますとか、そういうのをしっかりと取り組んでいく。そして、課の体制等におきましても、今、申しましたように、移住・定住とか、そういった部分でも、地域おこし協力隊を招聘してということで申しましたけども、そういったことをすることで、今、このふるさと納税に対応している職員が、そちらにしっかりと対応できるようになるものだろうと考えております。

ですから、今後は少しでも多くのふるさと寄付をしていただけるような取組をしながら、途中で途中で補正をしていくような、そういった1年になればということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 取り組む姿勢が大事だというふうに思いますんで、これがいけんとか、だめだという話ではありませんので、ちょっと1つ気になったので。

もう1点いいですか。

教育関係で、特色ある学校づくりというふうに、令和5年度義務教育学園の柱として、プログラミングというのを掲げられました。

今回、委託料という形で、後期、前期っていう中で、教育振興費130万円、また別欄としてプログラミングの教育支援業務委託料、合わせて320万円になります。

それと、ICT教育、これは継続的にICT教育も含めて子ども達の学習の、これにおいては成果の方法とすると、どういう形で成果を見出していくのか、その基準っていうのについてお伺いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） 質問2点あったかと思えます。

1点目の委託料の点ですが、これはプログラミング教育というのは、昨年度も義務教育学校の

魅力化としてお話をしてきたところです。

今、世の中は非常に情報化、グローバル化が急速に進展して、本当に将来の予測が困難な時代と言われております。身の回りに様々な家電、自動車、いろんなものにコンピューターというのが、AIが組み込まれて、非常に便利な世の中にはなっていております。

そういう中、子ども達が今後生き抜いていく社会の中で、ただコンピューターを使うだけではなくて、コンピューターの仕組みを学ぶ、そしてコンピューターを自分で操作していく、組み立てていくというような学習ということで、プログラミングを導入を図っていきたいと考えております。

ただ、今、学習指導要領上での小中学校におけるプログラミング教育というのは、体系化はされておられません。

そこで、清流学園では、1年生から9年生までを、非常に体系化を図りながら、スキルを身につけていこうという狙いを持っております。そういう中で、先生方が直接指導するっていうのは、非常に難しいところもございまして、外部からの講師を学校に取り入れて、そして指導をしてもらう。もちろん、担任と一緒にT1、T2というような形で、学年に応じた内容を進めていくところです。

そういう意味で、講師の委託、それから使うソフト、そういったものを使用する使用料とか、そういうものが発生していきますので、そういう予算の計上をしているところでございます。

それから、ICTの家庭教育の支援補助金っていうのを計上しておりますけど、この評価については、今現在のところ、とにかく配布されたタブレットを家庭に持ち帰って、オンラインでの学習をすることが、まずは目的でもございましたので、そうやって持ち帰りの頻度、そして内容というよりも、まずは、そういう通信環境を家庭と学校でつないで、いかに学習を進めていくかということで取組を進めるところですけど、評価については、また今後、検討も必要かと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 取り組むことに対して、どうのこうのではないです。球磨村の教育環境が大きくさま変わりをして、義務教育学園として1つの学校になった。

その中で、これまで、場所であったりとか、いろんな議論を交わしながら、何を論点としていくのかは、そもそも渡につくることによって若い世代が残ってくれるだろうという考えと、または、そもそも学校に魅力がある、あるいは特色があるとは何ぞやという話をしてきたわけです。やはり、選ばれる学校であったりとか、特色があるという部分に関して、もちろん予算的なものも含め、いろんな教育のあり方というのを話をしてきた。

その中で、今、プログラミングに関しては、専属の人が来て指導を行うということですか。で、本当に球磨村独自で選ばれる学校にするためには、本当にそれが、もちろんスキルであったり、情報化社会に順応にいける将来的な子ども達を育成するっていう観点からは非常に大事なことだろうと思う。

しかし、球磨村が今置かれているのは、人口減少の歯止め、あるいは若い世代をどう球磨村に魅力を感じて移り住んでもらえるか、あるいは学校環境を含めた中で、あの学校に通わせたいっていう学校環境整備を進めなければいけないわけです。

今まで議論をする中で、方針っていうか、予算はもちろん付けて、子ども達のためっていう部分は確かに分かるんですけども、その評価というものを、何を評価すべき、何を評価の基準としていくのかが、今、分からないのに、要はICT教育はどこもやっていることですよね。どこもやっていることで、学力向上であったりとか、全国平均から。秋田県、前回テレビでもあっていました。秋田県は、塾に通う子ども達は日本全国少ないそうです。早寝早起き朝ごはんというのも、秋田県の学校環境の中で作られてきて、いろんな話がテレビであっておりました。秋田県がそういうふうに取り組をしていく中で、球磨村の状況を考えたときに、本当に選ばれる学校づくりの1つの施策として、その1つの評価基準っていうのが、まだ明確でなければ、非常に理想と現実っていう、これをきちっと評価する基準づくりを早急にしていって、球磨村ってこういう環境を整っていますよっていうアピールをしていかないと、何か違う、ただ義務教育学園になりましたっけでしか、方向性が見いだせていないという状況になってしまいませんか。

そこら辺の評価基準を、やはり明確にする必要があると思います。学力的に全国平均から、こっだけ学力向上につながったんだとか、そういうのが私は必要だと思うんですけど。それについて、この予算も大事なんですけど、評価基準というのは、教育長、ずっとこれまで教育畑来られていますので、球磨村の義務教育学園のこの特色ある学校、3つあげ、自然環境もありましたよね。そういったものを含めて、どのように方向性を考えておられるのか。

○議長（舟戸 治生君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） まず、先ほど答弁いたしました件で、私がICTの補助がついた部分での評価についてちょっとお答えしましたので、そのところは少し私も取り違いついていいですか、返答が浅かったかなと思っております。

義務教育学校が議員の皆様方のご支援もありまして、本当に4月1日、無事に開校することができました。開校して約1か月というところなんですけど、学校のほうに訪ねてみましても、今のところ非常にメリットというのが際立っていいですか、特に今、分離型でありますけど、1年生から4年生までを元の一勝地小学校の校舎、北校舎、それから5年生以上が球磨中学校のほうの南校舎で学習しています。5、6年生などがやはり7年生、8年生、9年生の姿を見ながら生

活をしていっているのです、非常に規律を持って主体的な学びついでいますか、学習にもしっかりと取り組んでいるという、そういう評価をいただいているところです。

学校のほうでは、教育目標を設定し、そして重点事項を設けて、知・徳・体、学力の面、それから心の面、そして体力の面とかいうことで、細かく評価項目を設けております。これは、子ども達にも評価を取りますし、それから教職員、そして保護者にも評価を取っていくところです。

そういう学期ごとの評価もございますし、先ほど議員がおっしゃったような、全国的な全学調の数値による評価、県学調の評価とかいうのも出てまいります。

これ、やはり平均を超えて、できれば高い数値を目指せるように、これは教職員のほうで努力をしていきますし、教育委員会も支援をしていくところです。様々そういう評価は、学校が今から独自にそういう設定をして評価をしていきますので、またこれは機会を設けて、皆様方にも公表していければと思っております。

義務教育学校になったこと自体で、先ほども申しました5、6年生が、7、8、9年生、後期課程と一緒に学ぶというところで、今現在6教科、後期課程の、前という中学校の先生方が小学校課程、前期課程のほうに降りてきて、教科担任制で学習指導も行っております。理科、社会、英語、体育、音楽、美術、こういった取組もしていっておりますので、非常に専門性の高い学習指導が行われるものと思っております。

評価っていうのは、これからまた実績や成果が出てくるものと思っておりますので、分かりやすい、皆さん方にも提示できる評価っていうふうに努めていきたいと思っております。

まずもって義務教育学校ということ自体が1つの、私は魅力でもありますし、そういう教科担任制の導入、それからよそでは取り組めていない、そういう体系化したプログラミング学習、こういったものも1つのアピールできるものと思っておりますので、そういったところをしっかりと広報していきたいと思っております。すみません、以上です。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 関連した質問になります。先ほど、高澤議員のほうで質問していただきましたので、私もちょっと付箋をつけておったところでした。

私も勉強不足で申し訳ないんですけども、まず、初段階のような話をしますけれども、学習指導要領いろいろありますけれども、プログラミング教育という言葉がずっと出てきております。予算にも何点かずっと挙げておられます。

このプログラミング教育というのは、今までは小学校1年生から6年生までが小学校がありました。中学校が1年生から3年生がありましたので、9年間ですよね。それが今、球磨清流学園になって1年生から9年生までになっている、球磨清流学園で。このプログラミング教育というのは、中身として大体、大まかにどういった教育をされるのか、外部指導を呼んで指導していた

だくというような話を今、承りましたけれども、小学校の1年生から、今までの言えば中学3年生までいう9年生、いろいろ学年の幅がありますけれども、その学年、学年といったそのような段階を踏まえたところで、段階的な教育というのをされていかれるのでしょうか。プログラミング教育の中身というか、大まかこういうもんだよと、そういう教育の中で、9年間の間で、どういう教育をやっていくのかということをお教えいただければと思っておりますが、よろしく願います。

○議長（舟戸 治生君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） 私も専門外でございますので詳しくはご説明できませんけど、学習指導要領の改訂に伴いまして、先ほど申し上げた、今現在、非常に社会がAIを取り込んだりとか、コンピューターが本当にいろんなものに組み込まれていって、世の中というのが急速に変わっていております。

これからの子ども達は、そういう社会の中で生きていかなきゃいけませんし、職業もそういう中で選択をしていくわけです。熊本には、ああいう半導体の大きな工場も入ってきておりますし、大学とかなんかで、そういう半導体の学科もできていましたけど、今日は新聞に、県立の水俣高校が来年度から半導体に関する学科を、もう設置するというニュースまで出ました。本当にとうとう来たかというところで。

小中学におきましては、プログラミング教育というのは横文字になっていますが、論理的思考を養う学習です。論理的思考って、また、これもまた難しいですけど、1つの最終目標、ゴールを設定して、ここにたどり着くまでにはどういう手順をしていくか、どういう手順、組み立てをして、ここにたどり着くかっていうような、そういう論理的思考を養う部分です。

これは、小学校の低学年とかの中には、まだ組み入れられておりません。小学校で言えば、5年生の算数で多角形を作りますという、多角形の作図をします。そこで、そういうプログラミングソフトを使って、作っていくようなやり方が導入されています。家庭科は、これはプログラミングソフトを使うんじゃなくて、調理をする段階でご飯と味噌汁を作るときに、最後に同時間に出来上がらなくちゃいけません。そこまで手順を組んでいく、そういう論理的思考を養うということで組み入れてあります。また理科、それから中学校では技術家庭とか、単発的に幾つか組んであるんですね。

そして、高校では情報入って、大学では来年から大学入試にも、そういうのが導入されるということで、私はそういう点では、まだまだ小中学校での学習というのは体系的なものがないので、1年生から9年生までをトータルに、それを学んでいけるような基礎からずっとやっていく。これは、やはり1つの教材ソフトを使ってやっていく上で、パッと見ると少しゲーム的要素が強うございますので、ゲームで遊んでいるように思われるかもしれませんが、

いろんな組み合わせを自分がこういうものを作りたいということでやっていく、楽しみながら取り組める学習でございます。

だから、よそではやっていない部分で、非常にこれは球磨村としての魅力として、外部からの専門講師とともに、一緒に学習を作り上げていくというような計画を考えているところです。

あまり回答にはなっていないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） なかなか、答えにくい質問だったかもしれませんが。先ほど、高澤議員も質問のところで言うておられましたけれども、やはり魅力的な、魅力がある学校を作っていただくということは、私達も望んでいるところでありますので、そういうところは、しっかり取り組んでいただきたい。プログラミング教育というものは、これから変わりゆく世の中に対応できる人間力というか、そういう形成を導いていくような取組みなのかなとは思って聞いておりました。

続けてよろしいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

今、教育費のところで質問が出ておりましたので、関連しているところの教育費のところで質問いたします。

25ページですけれども、保健体育費のところの報奨費で、地域部活動検討委員会謝金というところで上がっております。額はそんなに多くないんですけれども、そこでちょっと気になったものですから、ちょっと質問を出してみるんですけれども。

令和7年度からですかね、前質問したこともあるんですけれども、今までの中学校での部活、小学校も同じかもしれませんが、地域移行の話がずっと出ておりました。令和7年度からが、本格的にそうなるんだったですかね。ちょっと記憶があれなんですけれども。このようなところで、当時の答弁としましても、なかなか指導していただく方の確保ちゅうのが大変難しいところもあって、困難をしているところすちゅう答弁をいただいたことがありました。

そこで、今、3月の議会のときの6年の予算書だったですか、コーディネーターを雇用とか研修をとかという予算があったような気がするものですから、そこら辺のところ、地域移行についての指導者の確保の進捗状況であるとか、そのような指導者をお願いすれば当然お金も絡んでくることですので、そこら辺のところ、どのようになっているのかということをお伺いしたいと。よろしくをお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） 地域部活動についてご質問ということで、3月の議会でも一度お答えしたことを覚えております。令和7年度からということで、今、ご発言ございましたけど、国、そして県のほうでは令和7年度までに移行を完了してということで、土日の休日の部活動を地域

の指導者に移行していくという方針を出しているところです。

しかしながら、全国的にもやはり、都市圏部のほうの指導者とか、いろんなスポーツクラブがあるところと、地方のほうのなかなか指導者が足りないところもありますもんですから、7年度までという表現から、後はまた自治体に応じてというような表現にもなっていております。

だから、うちとしても今年度、6年度、しっかり検討委員会の中で詰めていって、7年度末までには移行が、できる部からでもいいですので進めていければということで考えております。それで、3月15日には、検討委員会の設置に関する準備委員会を1回やったところです。村内のスポーツ団体の代表の方、スマイルスポーツクラブとか、あと学校、PTA代表とか集まっていたところなんです。

6年度からは、地域移行を進めていただくコーディネーターとして、会計年度任用職員を雇用することができました。1名、今、教育委員会のほうに、5月から勤務をします。3月末まで球磨中学校のほうで体育の教員として務められた那須教諭のほうが今回退職をされましたもんですから、うちのほうに、球磨村の部活の実情もよくご存じで、体育の専門であります。今、村山学園長も体育の専門で、中体連の会長も務めておりますので、そこを推進していければと思っております。

この検討委員会の謝金というのは、これから検討委員会をスタートしていきますので、その委員の方々への報酬になっていきます。那須コーディネーターのほうは、会計年度任用職員ということで、別予算を組ませていただいておりますので。

今後、定期的にこういう会を開催しながら、指導者の発掘・確保、そしてできる部から、毎週とかはなかなか難しゅうございます。試合も土日に重なったりしますから。非常にいろいろ課題はあるんですけど、進めてまいりたいと思っております。

今年度、清流学園のほうも、部活動の見直しも図りました。新しい部の創設も、スタートもしておりますので、そういったところで、また人材を確保できればと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 10番です。今回、肉づけ予算をして予算を立てられております。それぞれ課長におかれましても、それぞれの課でも目玉もあると思います。それぞれの担当課長に、長くて1分以内で結構ですので、抱負をお願いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 総務課におきましては、先ほど、上程の説明を村長がしました際に申しあげましたように、本年が合併70周年ということで、くまむら復興祭に合わせて記念事業を開催することが主な今回の肉づけ予算となっております。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） お答えします。

復興推進課で一番大きなものとしましては、球磨村森電力が行っております地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金ということで、1億7,500万ほど計上しております。これにつきましては、太陽光発電を千寿園の屋根だったり個人のお宅の屋根をお借りして設置して、太陽光発電の普及促進に取り組むというような事業になっております。

それから、その他につきましては、復興推進課ではホームページのほうを一新したいというふうに思っております。これまで、もう7年ぐらい経過しているんですけども、今のシステムが。利用する村民、村外の方達、見られる方が検索をかけると古いものが出てきてしまうというような——情報がですね——状況がございますので、利用される相手の立場に立って一新して、システムは、熊本県、それから近隣市町村のほうで使われているシステム業者、そちらのほうから見積りを取って、同等のシステムの運用を図りたいというふうに思っております。

それから、全協のほうでも説明しておりますけれども、空き家対策、移住定住促進に係る転入者への補助金、こういったものをどんどん利用していただいて、球磨村の人口を増やしていきたい。

それと、国のほうで制度化されております結婚新生活支援事業補助金、これにつきましては熊本県のほうが主体となって補助事業を行っていただいているような事業ですけれども、新婚夫婦の村内の結婚生活に対する補助として、60万円の3件分、今回計上させていただきまして、180万円予算計上させていただいているというところでございます。

主なところは以上です。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、高永幸夫君。

○産業振興課長（高永 幸夫君） 産業振興課におきましては、先日も全協でご説明をさせていただきました農林水産業への支援の拡充ということで、産業振興対策補助事業要綱を一部改正いたしまして、支援を拡充いたします。これ、時限立法でございますけれども、令和6年度から令和8年度まで、補助率を30%から50%に上げて支援をさせていただきます。種をまいて、花を咲かせて、実るところでの位置づけでございます。

それから、今年度、国が認証いたしますJ-クレジット制度に手を挙げるということで計画をいたしております。必要な予算については、予算化をさせていただいているところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 保健福祉課といたしましては、今回の予算でいきますと、少子

化対策といたしましては産後ケア助成金を計上いたしまして、子育てのできる環境を整備していくということに取り組んでいきます。

それと、子どもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添うということで、不妊治療の補助金を計上させていただいておりますとともに、子育て世代への経済的支援といたしまして、保育所の副食費の無償化に取り組んでいくことといたしております。

また、高齢者の生きがいづくりといたしまして、敬老祝金の継続というところと、敬老会事業に対しての補助金を計上させていただいたところです。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 建設課でございます。

建設課といたしましては、全協のほうでもご説明申し上げましたが、令和3年から5年まで休止しておりました東俣線の開設工事のほうの再開を計上させていただいております。

それと、神瀬高沢線の地すべり災害復旧工事のほうの工事請負費のほうの計上をさせていただいております。

また、村道ないし河川のほうで令和2年から災害復旧のほうを進めておりますが、農地災におきましてはまだまだ進捗のほうが進んでおりませんので、そちらのほうも今後推進する方向で考えております。

国のほうでかさ上げ事業、また県のほうで県の代行事業等、行っておりますが、そちらのほうについても、国、県と連携を取りながら、進捗のほう進めていけたらと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 教育課です。

教育課といたしましては、先ほど教育長も申されましたとおり、清流学園が開校したばかりでございます。まずは、清流学園の教育環境の整備が、今のところ、一番大事と考えているところでございます。

また、社会教育につきましても、まだまだ以前のような社会体育活動とかはできていない状況かというふうに思っているところでございますけども、先ほど、これも教育長も言われました地域の休日の学校部活動の移行というの大きな目標ではございますけども、そういったところも含めまして、社会教育が学校の現場にどんどん今入って行くような状況で、地域と学校、また家庭、それと行政が一体となった教育環境の整備が今のところ一番というふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 農業委員会事務局長、木屋正行君。

○農業委員会事務局長（木屋 正行君） 農業委員会です。

今回の補正には上がっておりませんが、大きく今年の目標として2点ほどお話をさせて

いただきたいと思います。

まず1点目が、今までの貸し借りの契約が、来年、令和7年4月から大きく変わるということでありまして、今年度はその準備期間といたしまして、会計年度任用職員を1人採用しまして、農地中間管理事業、こちらへの移行を考えておるところでございます。

それからもう一点ですけれども、来年の3月末までに、地域計画ということで、今後の担い手をどういうふうにしていくかということで今年度中に事業をまとめないといけません。農業委員会としましては、目標地図というのが案件としては挙がっておりますので、産業振興課と連携を組み合わせながら、今年度は実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、蔵谷健君。

○税務住民課長（蔵谷 健君） 税務住民課としましては、個々の制度の中で動きますので大きくは変わりませんが、まずは自主財源の確保というところで、しっかりと適正な課税をしながら、不納欠損が出ないように対策をしていきたいと思っております。

また、昨年、SMS——ショートメールサービスですね——これで納付書を始めましたけれども、本年度におきましては、できれば口座への振替を強化していきたいと思っております。また、午前中、条例改正で承認いただきましたけれども、定額減税が本年度行われます。そこもしっかりと間違いなく減税をしながら、また給付をしながらやっていきたいと思っております。

なお、引き続き、出生児祝金1人10万円、それから子ども医療費の無料化、これらにつきましても引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 会計管理者、松舟祐二君。

○会計管理者（松舟 祐二君） 会計課です。

会計課は、これまでも特に予算化することが少なかったんですけども、会計課としましては、予算の執行について、公金を取り扱いますので、適正に厳しく取り扱ってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） それぞれ抱負を述べていただき、大変ありがとうございました。

新しいメニューもあるようでございますので、精いっぱい頑張っていただけだと思います。足りない場合は、補正を出して結構ですので。特に、先ほどから問題になっております、高校生支援金あたりについては、気をつけて、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。

それぞれの課長さんに、柱となる予算ということでちょっとお聞きしたいのは、17ページの企画費、先ほど大岩課長のほうが話をされましたけども、一番下です。地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金1億7,565万円ということで、これの内訳を教えてくださいんですけど、どこに負担をするのか、補助をするのか、交付金がどこにどう発生するのかを教えてくださいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） お答えします。

これは、先ほど言いました、球磨村森電力さんが国からの補助事業で太陽光発電の設備を村内に設置する事業となっております。仮称で言いますと、球泉洞、それから渡・別府・峯住宅、それから球磨村役場はEV公用車の購入を見込んでおります。それから、太陽光発電では、千寿園の屋上に太陽光パネルの設置、それから荒廃した農地への太陽光パネルの設置、それからエネルギーマネジメントシステムの導入、村内のほうに導入を計画してあるということで、11種類の事業を計画しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） それぞれのところに補助金が出ていくんだと思いますけども、村の公共施設、そういったところには太陽光を載せられるという話をずっと聞いてきているんですけども、昨年度から個人の家にも太陽光と蓄電池ということで何軒か設置されているかと思いますが、今年度、そういった屋根貸し、PPA制度ですかね。ここに計画があるのかどうかというところを教えてくださいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） こちらで、今、整理している資料としましては先ほど言った施設のみで、個別の住宅のほうは、今のところ、この予算の算定の中には入っておりません。計画がありません。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 恐らく、球磨村森電力さんあたりが計画をされてやっていかれるんだとは思いますが、その辺、いろんな方、もうこの制度をご存じの方もいらっしゃると思いますので、公正に募集、その辺はしっかりと復興推進課として助言をしていただきたいと思います。うちが載せたい、だけど、うちは載せれなかったということがないようにお願いしたいと思います。

それともう一点、3月、2月だったかな。我々に説明の際に、山口のみんなの家、あそこにも当初載せるという計画であったんですけども、先月、森電力さん来られて、電気料金の話をとということで話をされたんですけども、その際に、計画はないよということで、電気代が安くなるんで森電力から電力は買わないかという話になったんですけども、今後、あと2か所、みんなの家も進んでいくかと思えますけども、そのような考え方もしっかりとやっていただきたいというふうに思います。我々はもう、公民館、みんなの家に太陽光が載るもんだ、蓄電池が設置されるんだというふうに思っていましたので、その辺、計画が変更されるのであれば、しっかりとそういったところには説明が必要だと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。喫緊の人口減少対策ということで、村長が、特に若い世代の移住定住ということで、2期目の挑戦第一弾として、結婚新生活支援事業補助金、空き家等々は全協で。

まず、結婚新生活支援事業補助金ということで、先ほどありましたように、県が主導をするということでしたけど、私も一般質問で、やっぱり婚活ですよ。若い男性の方が、独身がおられるから、やっぱりそれを結婚させるような活動をしていかないとということで、当時、友尻課長が、圏域ではそういう活動をやっているからということで、でも、球磨村独自のそういうのがなければならぬんじゃないでしょうかということで一般質問をしたときに、これを見たときに、そういう事業かなとちょっと思ったんですが、すいません、この結婚新生活支援事業補助金の内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） お答えします。

この事業につきましては、結婚新生活支援事業としまして、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新規に婚姻した世帯を対象に行う結婚新生活支援事業、家賃・引っ越し費用等を補助する取組となっております。

そして、対象となる世帯につきましては、年齢が39歳以下の夫婦、かつ世帯所得が500万円未満の世帯で、対象となる費用は4つありまして、住宅の取得費用、それから2つ目が住宅のリフォーム費用、3つ目が住宅の賃借費用、それから4つ目が引っ越し費用という対象経費となっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ということは、よそから来ないと、それは対象にならないということですね。結婚しなかったけん、村内の方が結婚して新生活をどっかで始めるのは対象にはなら

ないということですね、移住定住を促進する事業でしょうから。ということでよろしゅうございますか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 外から来られる方もいらっしゃると思うんですけども、お一人は球磨村で、その相手の方が村外の方で結婚されて引っ越されるケースもあるかと思っておりますので、そういったところ、対象になる部分は補助対象というところでこちらのほうでは考えておるところです。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 補助といいますか、支援事業の補助金をやるのはいいんですが、その前にやっぱり結婚、婚活ですよ。やっぱり出会いの場がないと、なかなか前に進んでいきません。それは、よそから来られて移住してもらうのはいいですよ。言うならば、選ばれた自治体ではないいろんな発展が、そういう補助をつくっていても、なかなか。先ほど、60万の3件で180万ということで、結果的に誰も使わなかったとかいうふうになればいけませんので。そこに、村長が2期目の挑戦の第一弾として挙げているのならば、そこはもうちょっと、県が事業がということだったんですけど、やっぱり村独自でそこは考えていかなければならないんだろうと思いますので。

令和6年度の目玉ということでございますので、空き家の利活用促進と移住定住促進支援給付金、見守っていききたいなと思っておるところでございますけども。

議長、続けてよろしゅうございますか。

○議長（舟戸 治生君） どうぞ。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 19ページに、今度は友尻課長だろうと思います。産後ケア助成金、それと不妊治療費補助金、これも若い世代の人口減少対策として様々な角度からそういうのをすると。非常にやっぱりこういうのはデリケートな問題でもあるもので、どういう仕組みといいますか、どこでこういうのを、対象となるというか、助成金をあげられるのか、お聞かせをいただければと。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 産後ケア事業につきましては、産後において、心身のケア、育児の支援、その他、母子の健康維持及び増進に必要な支援を行うという事業になりますので、産後の母子については、役場でも、母子手帳も発行しておりますので、出産されますとそういう情報もございますので、そういった産後ケアが必要な対象者がいるかどうかというのは保健師のほうで把握ができるものと考えております。

そして、不妊治療につきましては、これはどうしても相談がないと受けられない助成となりま

すので、これにつきましては、広報等で力を入れまして、こういった助成があるということをお知らせしていきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 言われるのは分かるんですけど、せっかくやるのに、もうちょっと、人口減少対策にするということであれば、やっぱりその——いいんですよ、産後ケアだったり、不妊治療。不妊治療もなかなか難しい、本当にデリケートな部分ですので、また先ほど申請をしなければとか、産後ケアは保健師さんがいらっしやっているとそういうお手伝いがあるんだろうと思うんですけども、それが本当に移住定住につながるかどうかを検証していろいろとしていかなければならないんだろうと思うんです。そういうのを作りました、作ったけども、先ほど言いましたように移住定住でも、結婚されてこっちに来られるとかそういうのが、あそこはそういうのがあるから球磨村に移住しようよと。球磨村に定住、やっぱり球磨村におらんばんよなというようなことにつながればいいんだろうと思うんですけども。

村長、第一弾でございますので、これを発展的にやっぱりそれにつながるような、人口減少対策は先ほども喫緊の課題と言われたので、これで終わりじゃないんだろうと思うんですけども、そこをどうしてしなるのに、前段をしないなら、そうやっていかなきゃいけないんだろうと思いますが、村長、意気込みをもう一度お願いします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

本年度初めての取組でございますので、これは本当、やってみないと分からないという部分は大きくあると思いますけども、例えば不妊治療でありましたら、これはこれで、悩んでおられる方というのは比較的多いと思っております。ですから、もちろん広報とか村のホームページでありますとか、そういったところでしっかり周知をすれば、恐らくこれに手を挙げていただく方というのはおられると思いますので、しっかりその辺は周知活動、そういった部分で周知はしっかりしながら、今年1年間取り組んでいきたい、それによっては、また来年度からこれをまた拡大するでありますとか、そういったことにもつなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 特に不妊治療でされている方、多いと思うんですが、これは本当にデリケートな部分で、プライバシーの侵害にはならないように、ひとつ、そういうところは福祉課のほうで、その方達を、ちゃんとした窓口体制をしながら進めていきたいなと思っておりますので、そこら辺はよろしくお願いをしたいと思います。

また後で。どうぞ。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。いろいろ説明をしておられますけども、18ページの一番上の先ほどから論議になっております結婚新生活支援と空き家利活用と移住定住促進、合計で700万ほどの予算を組まれておるようでございます。それと関連してなんですけども、真ん中ほどの委託料、デジタル田園都市国家構想事業費の中の委託料で、地域おこし協力隊の活動業務委託料、その下の同じく協力隊募集業務事業、これが880万ということなんですけど、空き家のいわゆる利活用、これが、その折々説明はしていただいておりますが、なかなか目に見えません。

といいますのが、村外からの借りたい人、もしくは村内に住んでいていろんな理由があって借りたい人というのもいらっしゃると思うんですけども、どうしても聞く声は、やはり貸せる状態にない。その理由としては、例えば仏壇があるとか家財道具がそのまま置いてあるとかいうことで、空き家バンクに登録はされていながらも、なかなか借りることができないというのが実情だと思います。そこを、やはり今後は所有者の方としっかり話をして、補助金等を利用して貸せるような状態にするということが目に見えるような形でないと、貸せますよ、借りれませんよというようなところで、話が手前で止まっているような状況だと思います。

今回、このような取組の中で、空き家の利活用について、どのようにやっていったほうがいいのか、行政として、強いその思いを説明をいただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 本当に全国的な喫緊の課題であります空き家対策ですけれども、やっぱり放置すればそのまま傷んでいくのはもう目に見えておまして。

この補助の制度を設ける目的としましては、家主さん、貸主も借主も、今よりも借りやすいような体制を整えていこうというのが復興推進課の意見でございます。やはり、見に来られて、なかなか成約が固まらない。議員、おっしゃったように、仏壇とか、まだ残されたものがたくさんあってその処分に困るとか、お金もかかるし、それに、また所有物件の登記関係が、相続登記もできない、兄弟間でも誰が管理するのかというようなところで、誰が相続するのかというようなところで問題も生じているような状況でありますので、そういったものも含めてスムーズに利活用が進むように、制度を拡充しながら、空き家をどんどん利用していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 所有者の方の意識とのギャップがあると思うんですけども。

所有者の方が、空き家バンクに登録をされるという場合には、その意思があるというふうに思

っていいと思うんです。それと、逆にまだ将来住みたいと思う家族がいるとかの理由で、非住家ではあったらかしのまんまになっている家もあります。そのようなところを、やはり、これ、日本国中の課題だと思うんですけども、実際、世帯数で3割ないし4割が空き家になっているという話を聞きますので、移住定住との関係もありますけども、空き家対策そのものが、きちんとした情報を把握して、どうやってやっていくのかというところを、その課題ごとにもうちょっと深く掘り下げてやっていく必要があるんじゃないかと私は思うんです。そうしないと、いつまでたっても、どっちが先に言うのかとか、どっちが先にやるのかという話になりますので。

この事業を展開するに当たっては、今回、このように空き家対策活用補助金等ができましたので、一步踏み込んで、そこの空き家対策を、A B C Dランクだったですかね。何か分けて、Aは貸せる、Bは修繕をすれば貸せるとかいうような、そういうランクづけがしてあったんですけども、空き家バンクに登録するしないは次の段階として、まず第一歩目に、空き家をどうやって利用するかというところの観点からもう少し詳しくやっていく必要があるんじゃないかなと私は思いますけども、その点について、いかがでしょう。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 議員仰せのとおりと思います。やはり、こちらも仲介に入るわけですから、建物物件の所有者との条件、それから借りたい人達への貸す条件を、きっちりいろいろな障害をクリアできるように、状況把握はしながら、建物の状況、それから空き家を探してこられた方達のニーズ、最近では農地つきがいいとかいう方も中にはいらっしゃるということで、そのニーズに応じた対応ができるようにしていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 移住定住、空き家対策等については、まだまだ大きな課題として、今後のある意味では村の発展につながっていくような大きな課題ですので、これにつきましてはまた6月の一般質問でも質問させていただきたいと思っております。

2点目ですけども、21ページの一番下です。水産業振興費、これにつきまして、村長の先ほどの説明では、村の貴重な水産業の火をたやさないため、黒白地区の養魚場の販路拡大や後継者へ引き継ぐために取り組むための必要な経費というふうに、かなり具体的に説明をされました。農林業とともに、水産業のほうの一つの産業として、重要なところだと思っております。

以前より取り組まれてきた先代の方々がしっかりとやっておられたのを引き継いで、今、やられておるわけなんですけども、村の一つの大きな産業だと思っておりますので、説明にありましたとおり、これに応じて、どのような手続で進められるのかどうか、説明をよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、高永幸夫君。

○産業振興課長（高永 幸夫君） 水産業の振興に対するご質問でございます。

水産事業につきましては、黒白地区でヤマメを養殖されていた方が廃業されたことによりまして、どうにかして水産業の火を消したくないという思いがございまして、平成30年度から、国の山村活性化交付金事業を活用させていただいて事業に取り組んできたところでございます。

当初は、ヤマメの養殖場を復活させるということで、3か年間の国の対策事業で、ヤマメの養殖、それから孵化、採卵まで行うことができました。その後の3年間につきましては、どうしてもヤマメだけでは利益率が低いということで、三倍体マス、大きくなるマスなんですけども、比較的短期間で大きくなる、2キロぐらいになるんですけど、そういったマスを養殖をして、また採卵、孵化までできる技術を習得いたしております。昨年度、一昨年度は、スッポンの養殖もしているところでございます。

しかしながら、ヤマメ、マス、原材料の販売に今とどまっているというところがございまして、どうしても利益率が低うございます。今回、国の補助事業を活用させていただいて、水産もですけど、ジビエもですけど、6次化を進めたいというふうに考えております。そして、利益率を高めて、販売することによって、回るような仕組みが構築できないか。それについては、農事組合さん、それから森林組合さん等々と連携しながら、協議会を立ち上げて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） いろんな取組をされてきた経緯がございまして。なかなか事業を展開するというのは、販路の拡大、それと仕事に携わる人もしくは新たに後継者をどうやって見つけるかとかいったような課題があるようでございます。新たにどのような組織もしくは個人、任意団体もあるかもしれませんが、そのような方向性で取り組んでいくということであれば、その進め方についても、より具体的にまとめてもらいたいし、施設自体が今、お一人の方で管理をされておるような形になっておりますので、今後の方向性についてより具体的に決めていただいて、現在経営されておる方に、早めに、どのような方向でやりますよというような——本人と一緒に入られるのか入られないのか分かりませんが——今後の方向性をきちんと決めていただいて、現在の方にも、そのご案内なり説明をしていただきたいと思いますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 18ページの結婚新生活支援事業補助金、関連質問になりますけれども。先ほど、要件、条件ということでちょっと話をいただいたんですけども、午前中の高校生

の支援等で要件がどうだったとかってありますけども、この要件、しっかりどのような条件があるのかというのは皆さんにしっかりとした上でやっていただきたいんですけども。

そこで1つ、ちょっと確認なんですけども、先ほど、どちらかが球磨村の方で結婚されて、出るという話だったんですけども、住所を球磨村に置いていまして、球磨村以外、例えば人吉に住まわれているという場合には、こういう場合にはお祝い金、出るんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 私どもとしては、結婚されて、球磨村のほうに住民票を置いて、球磨村のほうに定住するという条件に補助を考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 次のページに、出生児祝金、これも同じ条件だとは思っておりますけども、災害発生以降、住むところがあまりないということと、村長が人口減少を一番にというふうを考えるのであれば、この出生児祝金と併せて結婚祝金についても、そこに条件をつけても、住所があるのであれば、やっぱりお祝い金を出すべきじゃないかなというふうに私は思うんです。

まずは、移住定住ももちろん大事なことはあるんですけども、村内から流出を防ぐためにも、出生児祝金、30年ぐらい続いていますけども、もらえた、もらえなかった、やっぱり出ていこうかという話になりかねますので、そこは思い切って人口減少対策の一つとしてやられたらどうでしょうか。

村長、この結婚祝金、出生児祝金、要件についてどのように思われているのか、お願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、出生祝金のほうは、村に居住の実態がなければ、補助を交付はしていないということですが、そこを曖昧にしているのか、そういったところは、これまでも何度も執行部のほうでも議論をしたところがございますけれども、今ちょっとこの場ではしっかりしたことは言えませんが、検討する余地があるのであれば検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） その移住・定住、空き家対策もそうですけれども、ああいう条件ですよね。要件をつけた上でやっぱり出していかないと、もうこれ以上人口が減ってしまうことにつながってしまいますので、ぜひこれはもう前向きに検討していただきたいと思います。よろ

しくお願いをいたしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかに。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。今、空き家バンクの件ですが、1日の日に全協のときに、362件空き家があると。その内訳をどんなふうでしたかということを知りたいんですが、その後は調べていらっしゃいますか。

それと、住まわれるような状態で実権はあるとして、そのおうちに本当にお勧めしたいというか、不動産じゃありませんけれども、そういうふうなのがあれば、それこそ今、西林議員が言ったように、前向きに今後進めていただくようなことをやっていただければ大分違うと思います。

それと、ずっといいですか、質問。はい。

それと、17ページの下の方の地域づくり・人づくり事業助成金で300万を上げてあります。これはどういう計画であるかどうか。前年度は、戦没者の慰霊名簿碑ですかね、あれが人づくりで上げてありますけれども、その審議会があると思いますので、そういうのを開いてあるのか。それをもう一つですね。

それと3問目になりますが、19ページの地域子ども食堂運営支援15万、これは5年度は上げていなかったですかね。5年度。

それと、子ども食堂のこの頃、子ども食堂が子どもじゃなくて、じいちゃんばあちゃん食堂会の表題になっているというて聞いているんですけど、その点はどういうふうに思われているか。

それと最後になりますが、23ページです。教育課長には悪いですが、下から3番目に高校生教育支援補助金が420万上げてあります。これは実際5千円の分ですかね。はい。それで計算したら84名になるわけですよ。違うか。（発言する者あり）70……（発言する者あり）70万。70。これ。（「84名じゃなくて70名」と呼ぶ者あり）70名。（「6万円」と呼ぶ者あり）6万円の分になる。先ほど減額になっていたとまた違うんですよ。これは新たにだから。そうですね。

それで、今年度に支払うというのが出てくれば、前年度の分ですね。前年度の分までも正味だったんですけど、今度は新しく出てくれば、それはこの6年度で支払えるということですかね。そのところ。それはもう全然関係ないと。（発言する者あり）分かりました。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） お答えします。

まず、空き家、それから移住・定住促進の給付金に係る条件ですけれども、これは移住・定住される方々に対しては、5年以上定住する意思があるということの確認と、あと要綱の中に税金等の未納がないことというようなところも入れ込む予定にしております。そういった厳しい条件

もちょっと入れさせていただく予定です。

それから、空き家戸数ですね。空き家戸数の362件に対するその住める状態、住めない状態というのは、これはまだ正確に。はい。中に入っておりませんので、外見から外から見せていただいたりもしていますので、ちょっと状況は、まだそこまでは件数を仕分けしておりません。

それから、地域づくり・人づくりの事業助成金ですけども、まず令和5年度に一勝地忠霊塔の慰霊碑ですね。慰霊碑の補修・修繕をされたようです。新たにですね。それにつきましては、審議会のほうで認められまして補助金の交付を行ってあるということです。

それから、今年度の地域づくり・人づくりの事業の助成金の中身につきましては、郷土芸能団体のほうで、太鼓やいろいろな衣装、文化財衣装をお持ちだと思います。そういったものの補修費。

それから、義務教育学園の修学旅行費ですかね。例年助成を行っております。そういったものを対象として300万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 子ども食堂運営支援補助金につきましては、昨年も支出を実績に応じてさせていただいているところです。一応交付要綱をつくっておりますが、子ども等に対して地域のボランティア等が、無料または低額——安い金額で食事を提供する民間団体等への取組を支援するという補助金になっております。

これは、県の子どもの貧困対策推進事業補助金を活用した村の事業となっておりまして、ネーミングは子ども食堂とはなっておりますが、特に子どもだけに食事を提供するために開くものに対しての補助というものではございません。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 15万は上限ですか。上限といいますか。これは。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 開催回数に応じて金額を定めておりまして、年間4から10回に対しては5万円、11回から20回までが10万円、21回以上開催すると15万円という補助上限の定額で補助をするように定めています。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 先ほどの空き家バンクの件ですが、一応崩れるとか、もう住めないとかというのを調査のうちに入っているとされましたよね。それで、この分の一応その空き家バンクにもう住まれる、住んでもらいたい、そういう行政のやり方でこれを上げてあると思うんですが、空き家の——ただバンクじゃなくて、空き家のその潰れそうになるとか、もう、ちょ

っと危ないなとか言って、先ほど全協でも永椎議員が聞かれた防災面、もし誰かちょっと住みかみたいにして火をつけたり、誰かがたばこを吸ってそこで、そういうことをそれを調べると言えばちょっと無理かもしれませんが、そういう対策はどんなふうにされていますか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） これは、全協のときに少しお話ししましたけれども、村のほうでも空き家対策特別措置法に則りまして、その計画を昨年11月に策定したところであります。

板崎議員言われますように、防災面、防犯面でもいろいろと問題になるかと思えます。そういったものについて、それぞれの部署でそういった対応をするというふうなことで、復興推進課が今のところ中心になっておりますけれども、その後の措置等につきまして必要な措置が出てきた場合とかには、総務課のほうで対応するとか、そういったことで計画をつくっておるところでございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 21ページで森林環境費、これは森林環境譲与税を全て4,550万8千円を使ってこの事業がなされるんだろうと思えます。

Jークレジット、うちが言えば、再生エネルギーとか、そういう省エネとか、あるいは森林管理でCO₂を吸収して、それを国が認可をしてそれを企業とかなんかに契約にするんだろうと思うんですが、このJークレジットの創出事業をここに委託用で580万5千円とかしてございませぬ。

それに関連して、その森林環境整備事業補助金というのが一番下に2,357万8千円とかありますけれども、このJークレジット、今度創設をされて球磨村にとって、相手がやっぱりおらんとなかなか契約ができないだろうと思うんですけれども、今回そのJークレジットの創出事業を委託もされますから、その事業についてちょっとお伺いをしたいと。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、高永幸夫君。

○産業振興課長（高永 幸夫君） Jークレジット制度事業につきましては、本年度、新たに新たな取組ということで、今計画をさせていただいているところでございます。

このJークレジットといいますのは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして国が認定する制度でございます。

村のほうクレジットの創出者、つくるほう。それから永椎議員が言われますとおり、企業がそのクレジットを購入する、買うほうという形になりますので、この球磨村での二酸化炭素の吸収量ですよね、それをクレジット化して、企業があれば、マッチングする企業があればそこと契約するような形になります。

今回は、認証以前に、その計画の妥当性の調査、それからクレジット創出に必要な作業等々のそのモニタリング調査というのが必要でございますので、今回585万円ということで予算化をさせていただいたところでございます。球磨村が進めます地球温暖化対策の一つの事業ということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 文献を見れば、そういう何ちゅうんですか、手続、非常に長くかかるということでした。やっぱり認証をして、それをまた契約をマッチングしてするのに時間がかかるというようなあれが書いてございましたので、その世の流れといいますかね、国の施策の一つだろうと思えますので、そこをきっちりやっていくということは必要なんだろうと思えますけれども、今後やっぱりそういうのはしっかりとですね。

森林環境譲与税については、今までずっとありましたので、課長、じゃあ、森林環境整備事業補助金のこの2,357万8千円、これはどういうのにその事業補助金としてされているのか。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、高永幸夫君。

○産業振興課長（高永 幸夫君） 森林環境譲与税の使途、使い道につきましては、令和4年の6月に、林野庁、総務省のほうから通達が来ておりまして、その使途が限られております。使い道がですね。

まず森林の整備、それから人材育成——林業関係に関する人材育成、そして木材利用、普及啓発。この普及啓発には森林環境教育であったりとかが入りますので、今回教育委員会と連携いたしまして、ふるさと学の中でこの森林体験のほうも今回予算化させていただいているところがございます。

このように、今までのところ、その林業関係に特化したところでしか使えませんので、今年度もそういった形で予算を計上させていただいて、例えば、森林環境保全整備事業、造林であったりとか、それから作業道の整備事業、そして今回は森林組合のほうでグレーチングマシンという機械を買おうと、購入するという話を頂いておりますので、そういったのに使わせていただくということと。

あと、それぞれのこの費目の中に、今、溶け込ませていただいているところがございます。この環境譲与税は、この費目の中にいろいろ溶け込ませていただいているところがございます。

現在のところ、こういった形でのその使途が決まっておりますので、できましたらこういった使途の拡充とか何かその辺を、今後要望をできたらしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ちょっとお疲れのようでございます。最後の質問に移りますか。

19ページに、これは村長にお伺いをいたします。

社会福祉協議会助成金、他自治体の状況等を加味して増額をしておるということでした。昨年も868万円の当初予算と、今年も当初予算で868万円ということで計上をして、今度332万円の増額をしてございますけれども、この増額をされたその他自治体の状況を加味してというようなことで提案理由はしてございますけれども、この増額の要件といいますか、内容を教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今回の増額は、社協の事務局の賃金といいますか、そういったところの補助と考えていただいてよろしいと思いますけれども、球磨村は、ここに書いてあるとおり——先ほど私が読みましたとおり、他の自治体と比べれば、社協への助成金というのは物すごく低く抑えられておりました。

それはなぜかという、介護事業をしておりましたので、昔のことを言いますと、私が社協におったときというのは、利用者さんも多くて、介護報酬といいますか、介護の利用料で大分職員の賃金のほうも、事務局の賃金のほうも賄っていただけなんですけれども、今はやっぱり災害を受けて、デイサービス利用者の方もかなり減っているような状況の中で、ただやっぱり介護事業所を運営するに当たっては、ある程度の決まった職員は必要なので、やっぱり職員を減らすことはできないんですね。

そういった中で、毎年マイナスで、決算はマイナス、赤字で、今ずっとやっぱり運営をしているような状況でございます。去年も数百万、今年も今のところ1,000万ぐらいのマイナスになるような予定でございますけれども、これまで積み上げてきた繰越金の中でこれまで対応しておりましたけれども、このままでは恐らくあと2年とか3年後には、その繰越金も底をつくような状況でございますので、今回は他の自治体——まだこれでも他の自治体と比べれば、かなり低く抑えてはおりますけれども、今回皆様方をお願いをして増額ということでさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） それでは、868万に300万で1,200万ぐらいになりますか。その全額といいますか、それを賃金にということで。村長は社協におられてご存じかと思えますけれども、以前は村から、100%あれば70%分の給与といいますか、この方達の給与70%分、社協の助成金として、あと3割については、デイサービスだったり、いろんなところにサービスをしますなら、その上乗せの賃金でできますよね。その利用料が。その利用料を上乗せして、職員に給与として満額ですね、満額の給与としてお支払いをしようと思えます。

今回は、その満額、全部村からということでもありますので、デイサービス事業辺りをじゃあやめられるということですか。その賃金、出てきますよね、例えば利用料等々が発生しますよね。そういうのはどのようにして、今度満額とされるのはそのサービスをやめられるということですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えをします。

やめるということではございません。デイサービスの事業としては、以前、私が勤めていた頃は、利用者も多くて、それなりの収益というのはあったんですけども、今デイサービスもやっぱり減っております。そしてヘルパー事業、ヘルパーもやっぱり利用者が減っているんですね。ヘルパーは減っても、ヘルパーを利用したいという方がおられる限り、社協としてはやっぱり継続していかなければいけないんだろうと思っております。

以前、私がいた頃に、訪問入浴というのもございました。訪問入浴ももうする事業所がなかったもんですから、社協がこの辺では唯一訪問入浴をしていたんですけども、そこもやっぱりなくなって、結局は収益が上がらないもんですから、ですからやめていったという経緯があるんですけども、今ヘルパーをやめてしまえば困られる方がいらっしゃいますので、それはやめられないというところで、今デイサービスの売上げをヘルパーにやったりとか、それを事務局にこう繰り入れたりとか、そういったやりくりをしながら、今までデイサービス——社協は運営をしておりましたので、それを今回補助金を1,200万円にさせていただいて、そしてその社協の運営の何というか、お手伝いといいますか、そういった部分で増額をさせていただきたいということで、今回は提案をさせていただいたところです。決してそのデイサービスをやめるとかそういうのではなくて、継続しながらということでございますので。はい。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 分かりました。今、村長がおっしゃる意味は分かりました。本当に両者がやっぱりなかなかしないので、そこで収益が上がらないので、その上がらない分を村が満額分、今度1,200万円をされてやるということで、事業とすれば、せせらぎのほうでの事業は、社協のほうでいろいろ事業ありますね。そういう事業は継続をしてやられるということですね。はい、分かりました。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 19ページ、保育所副食費、先ほど大岩復興課長のほうから主たる事業ということで話が出ておりましたけれども、保育所だったり子育て世代には本当に助かる部分だとは思いますが、この副食費じゃなくて、保育所辺りは学童保育、この辺は両保育園ともやられているかと思っておりますけれども、1回当たり100円か200円ということで、運営

されるほうも、渡保育園に関してはもう送迎までしていただいて、そして小学校低学年だけじゃないんですけれども、その子ども達を見るために、先生方あるいはその支援員の方の人件費ですね、この辺が結構出ているという話をお聞きしたんですけれども、学童支援に対する支援というのは、これまでに話が出なかったので議論なされなかったんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 放課後児童クラブにつきましては、前年度から話が出ているとは伺っております。そういった要望につきましては、こがね保育園、渡保育園のお話も伺ったところで。放課後児童クラブにつきましては、球磨村の条例で「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例」というところで、設備はこういったものをそろえてください。広さはこの程度必要です。あと放課後児童支援員の数もこれぐらいの人員が必要ですよという決まりを決めているところで、そういった基準を満たすような事業までは考えていないという話を伺っております。

あと先ほど言われましたとおり、渡保育園につきましては、特に基準を満たす事業はすることは考えていないけど、今の学校が向こうにあって、学童保育のときに送迎でスクールバスを使えないかとかという要望があったりとか、あとこがね保育園についても基準を満たすまでの放課後児童クラブまでは考えていないというお話で、後は利用する子どもが多くなっているということで、特に水曜日とかが学校が早く終わるというお話で、もうちょっと時間を遅らせて保育園に来ていただくことはできないかとかというお話がございましたので、今年度に入りまして、教育委員会、保健福祉課、あと村長、副村長を交えて協議は行ったという経緯がございます。

一応経緯は以上となります。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 話はされているんだろうと思いますけれども、それぞれの保育園ですね、基準を満たさないにしても、かなりの子ども達が利用しているはずなんですよ。そこに対して両保育園ともかなりの負担があるということもちょっと聞いたので、ぜひとも保護者の就労支援あるいは子どもの教育の観点から、ぜひとも先に進めていただきたいし、もう夏休みですよ、長期の休み等も出てきますので、早急にこの話は詰めていただいて、支援ができるのであればよろしくお願いをしたいと思いますけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、友尻課長が申しましたとおりでございますけれども、その件については、本当に昨年から大きな課題として捉えております。ですからこれまで何度か教育委員会、そして保健福祉課と併せて協議をしたところです。そして両保育園にいろんなご意見を聞きに行って、どうすればその

学童保育といいますか、あれがうまくいくんだろうかという話もしております。

そして、その中で、役場ができること、例えば送迎でありますとか、そういったところはどこか担えないだろうとか、そういったところも、今、前向きに考えておりますので、まだ結果は、結果としては出ておりませんが、できるだけ早く皆様方にもお伝えできればと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） もう最後になると思いますが、25ページです。保健体育費の負担金補助及び交付金の村トレイル負担金481万円、現在活動はどんなふうになっていますか。去年度みたい——5年度みたいに応募が、応募時期が遅くて参加者が少なかったという例がありましたけど、今年度はどういうふうな動きをされていますか。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） トレイルの負担金ということで肉づけ、こちらの予算では計上させていただいております。

トレイル——リバイバルトレイルにつきましては、また一度総会というのを開いて、正式にいつするかとかそういったところの内容を協議した上で、今後進めていくという形でございますので、今のところ、まだ現在のところはそういった動きにはなっていないというところです。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、ここで10分間の休憩をとります。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第12. 議案第27号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第27号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第27号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、渡配水区の配水管耐震化事業等の測量設計業務委託料及び工事請負費として施設整備費の増額補正、令和2年7月豪雨で被災した相良橋橋梁災害復旧工事に伴う配水管復旧工事のための実施設計費用単価構成による増額のため、災害復旧費の増額補正を行っております。

次に、歳入につきましては、渡配水区の配水管耐震化事業の測量設計業務委託料及び工事請負費を国庫補助金及び地方債に、その他歳出の事業費を一般会計繰入金に求めておりますので、増額補正を行っております。

また、相良橋橋梁災害復旧工事に伴う配水管復旧工事のための実施設計費用を繰越金に求めるため、増額補正を行っております。

このようなことから、今回は8,120万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億8,285万3千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 全体的なことでありまして、この簡易水道特別会計は、そもそもこの加入者、加入世帯の水道料金と水資源基金の使い方によって独立したものでなければならない、それが基本だと私は思っております。もちろん一般財源からの繰入れをしながら、今、事業を行っている状況であります。本来のこの特別会計の在り方からすると、収入と支出のバランスがもう成り立ってこない状況であるというふうに思っております。

今後における特別会計の運営の仕方、もちろん最終的には水道料金の引上げをせざるを得ない状況になるだろうと、その前に何か施策を打つのか、今後の展望について村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、高澤議員言われるように、将来的には、本当にこの簡易水道の特別会計というのはもうここで、この中でしっかりプラスマイナスゼロといたしますか、そういったところで運営をしなければいけないのかなとは思いますが、今、現状、球磨村を見たときに、なかなかそれが実現す

るような状況ではないと考えております。

ただ、その中で、例えば水道の利用料の増額でございますとか、そういったところは、今後、厳しい中ではございますけども、住民に対してもいろいろ提案をしていかなければいけないのかなということは考えておりますけども、今すぐすぐにそれをどうかということは、今現在では考えていないところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） どの時点で踏み込んで議論をし始めるのかということだと思います。今現在のこの予算書を見ても、非常に厳しいというのはもう現れている状況の中で、一番最後に地方債の残高、見込み残高を見ますと、事業債です。もう当該年度末残高見込みは増えている状況ですよ。もちろん、いつの段階で踏み込んでいかなければいけないのかというのは、もう今の現状からいくと、転出者が増えて、簡易水道組合に加入をされている組合員が減っていくということは、水道料金自体も収入は減るわけです。

しかしながら、維持はしっかりしていかなければいけない。なので、やはりもう議論をする時期に来ているんじゃないかと。多分、水道料金の見直しにおいては、多分、12年前ぐらいに行われたと思います。私の記憶で。多分、私の1期目の2年たったぐらいだったと思います。その当時の浦野議員のほうでいろんな提案をされて、高齢者においての月の使用数量の引上げによって、その人達に対する水道料金を合わせた。それ以降に関して、それ以上使った場合には利用料が高くなると。

ということは、今の現状からいくと、若い世代が入ってきたとしても、水道料金は高く、使えば使ったし、もちろん利用料が高くなるという話なんでしょうけど、将来的にこの水道料金の税収は見込めない状況にあるという中で、これに対して考えていないという答弁が果たして正しいのかということ、間違いではないけども正しくはないと私は思います。

これについてしっかり村長も頭に入れて、独立したこの簡易特別会計が運用できるようにお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 本当に、今、言われるとおりのことでございますけども、球磨村のようなこういった小さい自治体の中でそれが今すぐ可能なのかというのは、ちょっと厳しいところではないかと思えます。そして、災害が続く中で、例えば、地区水道でありますとか、そういったところの被災した部分については、村もしっかり手当てをしておりますし、そういったところもしっかりバランスを見ながら、今後、将来的には、今、高澤議員が言われるような、それが理想でございますので、それを目指していく必要はあるんだろうと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 球磨村に架かっておりました橋が5つですか、流れまして、国が早急に相良橋の復旧をしていただきましたので、特に、三ヶ浦にお住みの方達は、今の生活にはかなり助かっているんじゃないかと思います。

今回、新たに100メートル上流側に、今、橋台を造られて、橋脚が造られ始めるという段階に来ておるようでございますけども、この相良橋の橋梁の災害復旧工事、国が行いますけども、その工期とともに、この配水管復旧工事がどういう関連で組まれておるかの説明をよろしく願います。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時23分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） ただいまの質問にお答えします。

相良橋については、まだ、国のほうで相良橋の橋梁工事と引堤の工事というのがこれからございますので、水道管につきましては、橋梁が架かって、その位置とか、あと管の延長とか場所とかにもよりますので、また今後、水道については測量なり工事なりというのが出てくるかと思えます。

時期については、ちょっと今のところ、うちのほうでは未定となっております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 今からの工事ですので、また実施設計を進める中で、具体的な工期とか工事の内容が分かってくると思いますので、橋の復旧工事と併せて、水道工事のほうも、利用される方々の生活に支障がないようにしてもらいたいし、分かれば、その説明をまた機会を取って説明をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番ですけど、今回、1億8,285万3千円の予算ということで、先ほど高澤議員のほうからもありましたように、使用料がもう2,600万ぐらいなんです。そういう徴収をされる。その中で、今回は相良橋ということですけども、先日はしたか、島田地区で漏水が発生をしたのでということで、その前も、多分、島田地区だったと思います。防災無線で、今、非常にやっぱり老朽化をして、漏水箇所が発生をしているような状況なんですけども、

その調査といいますか、やはりもう耐用年数がもう来ているんだらうと思うんですけども、その調査当たりというのはされているといいますか、そういうのがあるのかどうか、されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 会計管理者、松舟祐二君。

○会計管理者（松舟 祐二君） 3月まで建設課長をしております、私のほうから、今の永椎議員の質問に答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、渡地区におきましては、昔でいうVP管を主に使っております、創設が昭和62年だったと思います。それから相当数、年数をたっておりますので、至るところで最近漏水をしているところです。私が水道担当のときに、一度、渡地区につきましては、全面的に漏水調査を行って修繕をした経緯がございます。さらに、また最近でも漏水等が頻発しておりますので、昨年度、担当のほうには、また漏水調査をしないとイケないという話はしております。以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 同じ地区で、やっぱり1回は、建設課長におられたときに一応調査をして、やっぱりそういう先ほど言われましたように、もう老朽されておるから、ただ、そこだけ補修しても、やっぱり前後の取り付け辺りがやっぱり老朽化でそういう漏水の発生があるんじゃないだらうかということで、それも懸念はされているというようなことでもございましたので、ぜひ、やっぱりこういう、先ほども言いましたように、本当、独立採算性が大前提ではございますけども、なかなか老朽化あたりでお金をやっぱりこれから必要とする部分もございまして、やっぱりそういうのもきちっと計画をしながら、漏水対策等々も考えていかなければならないと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、同意第3号球磨村農業委員会委員任命の同意についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました同意第3号球磨村農業委員会委員任命の同意について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の農業委員につきましては、球磨村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例により、定数7名となっておりますが、現在、1名欠員の6名となっていることから、農業委員会候補者、農業委員候補者1名を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

なお、農業委員候補者につきましては、法律に基づき、令和6年3月26日までの1か月間、再募集を行い、応募された1名の候補者につきまして、4月15日に球磨村農業委員候補者評価委員会を開催し、評価基準に沿って慎重審議の上、農業委員候補者として決定したところでございます。

任命する方は、球磨村大字三ヶ浦乙1784番地、大無田善一氏でございます。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。同意第3号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。村長から財産の取得について追加上程の申出があっております。これを日程に追加し上程したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 議案第28号を日程に追加し、追加日程第1として上程することに決定しました。

追加日程第1. 議案第28号 財産の取得について

○議長（舟戸 治生君） それでは、追加日程第1、議案第28号財産の取得についてを上程しま

す。

本案件について、提案者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第28号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、財産の取得を予定しております財産は、神瀬地区小規模改良住宅でございます。

神瀬地区で計画しています小規模改良住宅につきましては、買取り型での整備としておりますので、完成後に事業者から買取りを行うこととなります。

次に、財産の所在地ですが、神瀬木屋角班内の球磨村大字神瀬甲1167番地の1他でございます。

構造は木造平屋建て7戸であり、契約金額につきましては2億4,340万4,700円でございます。

契約の相手方は、熊本県熊本市東区錦ヶ丘18番24号、大和ハウス工業株式会社熊本支社でございます。

村有財産を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 7戸、今回、建設をされてということでございますけども、今もう7戸、もう募集をされて、全て候補者といえますか、入居者というのは決まっているんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 議員おっしゃるとおり、7戸の住宅、全て決まっておるところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 7戸ということは、そんなにやっぱり、今、仮設に住まれたりとかという方が今度ということですよ。先ほども言いましたように、しっかりと丁寧に、遅れ遅れをしておりますので、丁寧にお願いをしたい。

すいません、ちょっとうろ覚えで、この住宅ができたところにみんなの家、山口に今造ってございますみんなの家、あれをこの敷地にというようなお話をどこからか聞いたことがあったけど、その計画があるのかなのか、ちょっと。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上薮宏君。

○副村長（上 部 宏君） これは、前回の意見交換会か何かで、神瀬地区の小規模住宅地区改良事業ということで、図面でお示ししたとされているんですけども、元神瀬診療所跡地、今、更地になっているんですけど、そこにみんなの家が建って、その横に消防の詰所も含めてというところで、今、地区といろいろ協議した結果、そこに建てるということで、今、進めております。

○議長（舟 戸 治生君） ほかに。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 今回、財産の取得、買取り型の神瀬に7戸の住宅であります、全協で資料を頂きました。総務課のほうからです。その中の担保責任の第28条と29条について説明をお願いいたします。

○議長（舟 戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 契約の中でうたわれております28条及び29条でございますけれども、これは、昨年度、災害公営住宅として渡の災害公営住宅、それと一勝地の災害公営住宅のほうも買取り型ということで契約をしておったところですけども、この中にもうたっておったわけですが、ありますように対象物件が、この物件のうちに構造上とかそういったものにおいて、いろいろと措置を講じることが出てきた場合に、1年を経過する日等において、1年を経過すれば、その担保責任の履行に関しては措置を講じないというようなことになっております。

さらに、29条におきましては、今回、仮契約ということで今しておりますが、この契約につきましては、本日臨時会におきまして、どうしても可決を頂きたいという相手方からの思いもございまして、5月10日までに議決が得られない場合には、その効力がもうなくなるというような状況でございます。

○議長（舟 戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 分かりました。今、課長から言われましたとおり、昨年できました7階建てと、一勝地の3階建てです。これの瑕疵担保の検査はいつ頃されるか、お尋ねいたします。

○議長（舟 戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） まだ日程については決めておりませんが、1年以内ということもございますので、早めに予定を立てなければというふうには考えておるところでございます。

○議長（舟 戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 瑕疵担保検査ですので、いろんな建物についての不備ということはないと思うんですけど、全協でもちょっとお話しさせていただいたんですが、7階建ての場合、60世帯分の郵便受け、あれが雨で濡れますよという声を聞いていますので、その点も含めて、瑕疵担保の検査等々も受けていただけたらいいなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） すいません、さっき聞くのを忘れておりました。

総務課長、この7戸というのは、入居されるというのは、単身ではできないですよね。単身、1人世帯というのはできないですよね。できるんですか。どうぞ、確認。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） これ、申し込まれておられる方の中に1人の方もいらっしゃいます。一応、これは村有住宅というような形での扱いを今考えておりますので、入居は可としておるところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 9 番、高澤康成君。

○議員（9 番 高澤 康成君） 確認です。予算額2億6,000万、繰越しと令和5年度、今回2億4,300万ということになっております。心配なのは、その後に追加で補正であったりとかということも気になりますが、住宅本体工事の資材高騰費というふうに書いてあります。これは、資材高騰費も含めた設計額に多分入っているかと思いますが、資材高騰費に関しては不規則、ほかの共有仮設費であったり、現場管理費であったり、一般管理費というのはある程度金額は分かるだろうというふうに思いますが、この資材高騰費というのは何%掛けてあるのか。

分からなければ、ここにはもう資材高騰費という形で記入がされているので、恐らく物価が高騰することも見越しての金額だろうと思しますので、将来的にこれ以上金額が、補正で追加補正がなるというのは考えにくいという判断でよろしいですか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 3月の定例会におきまして、そのときの一応見積りとして予算を上げさせていただいたわけですが、その際、2億6,000万ということで上げさせていただきました。

当初、協定におきましては1億9,900万程度でしたので、その際にでも金額的には上がっておるところです。その中に4,100万程度を資材高騰、物価上昇とか人件費の上昇とかそういったものも含めたところで、補正予算のほうをお願いしたところでございます。

今回、その2億6,000万の中で、物価高騰分として1,900万ほど上げておりますのは、それぞれの部品等の上昇もあります。ただ、この1年間、協定を結んでからになりますと1年数か月になりますけれども、この間に、業者のほうでは設計に伴いまして、いろいろと下請の確保でありますとか、そういったところの手配とかなんかはされておる状況です。

実際ならば、全協でもお知らせしましたように、本年の3月には完成して入居の予定でございました。それが延長されておりますので、その間に物価の高騰だけではなく、いろいろとそうい

った設計といたしますか、材料の手配であったりとか、何かすることも業者にはありました。そういったものを結局納品できずに返品したりとか、そういったことで手数料がかかったりとかそういったこともあっておるようです。

今回、1,900万につきましては、現時点での契約単価となっております、契約書の中に、当然、予算が2億6,000万ですので、それ以上になることは許されないところでございますけれども、売買代金の変更で6条にもありますように、設計図書の変更があったりとか、法令変更等が生じた場合、あるいは、今、言っておりますこの賃金水準、物価水準の変動によって、今の契約が不相当となった場合等については、まだ変更契約が生じるものと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 確かに分らないではないわけなんです。分らないわけではないわけなんです。しかしながら、どこを基準に契約をして、その間、物価高騰がもとで上回ってしまうということが、これの仮契約書の文言によって、相手方として仕方がないと、であれば、ここに備考の欄に住宅本体工事における設計額の1億5,300万円の中の内訳とすれば、これに対して資材の高騰費ということが明記されているので、言わば、本来は3月までに完了しなければいけなかったことであるわけです。いろんな諸事情があつて延びて、もう実際には、来年の1月ですか。入居可能になるだろうという時期がまた1年間ずれるわけなんです。じゃあその間、いろんな世の中の変動に伴って減額されるか、プラスになるか分らないですけど、その基準の中でいかないと、いや、もう高くなったですもんねじゃいかんわけなんです。

ここに資材高騰費と含めてあるので、今後、そういうことが発生する可能性があるからこそ、ここには物価高騰費、資材高騰費も含めて書いてあるわけで、これ違うんですか。どういう認識でおればいいですか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 先ほど申しましたように、3月の定例会で補正予算を組みましたときには、今後の資材高騰も含めたところで2億6,000万というふうな予算を可決いただいたところなんです。

今回、この契約に関しましては、現時点で、そのときに四千数百万ぐらいの資材高騰があろうかというところではございましたが、その分が、今回につきましては1,399万1千円が、現時点で資材高騰によって当初の協定が令和5年4月1日でしたので、もちろんこの4月1日に協定を結ぶ前に単価の設定とか、いろいろ金額とかははじいてありますので、それからすれば、まだ4,000万程度は増えるだろうということで上げておるところです。

今回のこの契約書につきましては、それまでの高騰分も含めたところで、現時点で、この仮契約時点での工事費等の単価というふうになっております。その中には、当然、資材高騰分等も人

件費の上昇等も含まれておりますし、この契約以降において、先ほど申しましたように、第6条による価格の変動等があった場合には、それに応じる必要が出てくるのかなというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 買取り式でありますので、返済関係も出てきますが、家賃の設定なんかはどんなふうにされていますか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 家賃につきましては、いろいろと公営住宅とかこれまであります村有住宅等の状況を見まして、入居前には決定させていただきたいというふうに考えております。まだ決定しておりません。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 総務課長が言う、分からんではないです。そういう当初2億6,000万という予算額を議会が承認したわけです。いろんな流れの中で、仮契約で2億4,300万、予算額が2億6,000万で、今回、承認して仮契約で2億4,300万、そしてまた本契約になるわけです。言わば引き渡す前に完了して、最終的にこれ近くかかったよというお金が出てくるわけです。分からんでもないけど、追加補正を含むという部分に関して、審議監、ちょっと俺頭悪いから、高騰費というのは分かるんです。でも、それを含めての契約額なんですよ。それ以上に上がる可能性を含めた契約書であらなければいけないんですか、買う側として。

○議長（舟戸 治生君） 政策審議監、田中真一郎君。

○政策審議監（田中真一郎君） この売買、仮契約なんですけども、仮契約としているのは議会の議決がないと発効しないという意味で仮契約となっていますので、議会の議決を頂いたときにはこれが本契約となります。

資材高騰費というのが協定の時点に比べて高騰しているというところを反映したというところで、現時点の費用となっております、それぞれの工事費の中にも含めることも可能だったとは思いますが、一応、今、分けて出てきているところがございます。

今後の物価高騰はどうかという話もあるかと思いますが、先ほど総務課長が答弁しましたとおり、第6条の中で、物価水準の変動によって売買代金が不相当となった場合というところでございますので、どのレベルが不相当かというのはまた協議のところがあるかと思いますが、まずは、この契約で工事を進めていただくというところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 今、仮契約中で、今日の議会で承認をした場合には本契約に変わ

ります。でも、ここに今提示をされているのは、結局、資材の物価高騰費も関した中での金額が提示されたわけですよ、現時点で。結局、それからそれ以上に物価がどんと上がるのか下がるのかは別として、これがまた同じように追加補正お願いしますというのがこれまであっているから、そういうことの可能性がないようにやるべきじゃないかという話です。

2億4,000万という金額が、今現時点とか言うけど、現時点で本契約が変わったでしょ。ならば企業努力として、それに合わせてもちろん仕事はしていかないといけない話ですよ、大和ハウスさんは。ちょっと俺、専門じゃないから分からないけど。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上薮宏君。

○副村長（上薮 宏君） 今日の全協の資料で住宅工事費ということで、右側のほうに人工、材料高騰費があって、その次に詳細があって、下のほうに同じように人工、資材高騰費とありますが、1,399万1千円とありますが、これは、前のほうの事業費の基本協定を結ばせていただいたときは、1億9,390万9千円となっておりますが、今度は2億4,000万上がっているんです。基本協定時から人工と資材費の高騰費が1,390万上がっている。今時点です。今、金額をはじいたときに、中身の工事費に関わっておりますけども、若干変わっておりますけども、基本協定の日から今までにこれだけもう上がっていると。今現在契約するときこの金額じゃないと合わないですよというのを前と対比したときに、高騰しておりますということで表示してあります。

ですから、これの契約をして、実際、買取りが一応今の契約でいくと来年の1月ということで工事が完了しますので、そのときに買取りの金額をまた提示されると思いますけども、そのときに材料関係でもしも高騰したやつがこちらとも協議して、内容確認できたときに、上がった分があれば、その分がプラスされますよということになりますので、この1,399万というのは、今の時点での契約額の中の基本協定からの物価高騰分ということです。今、契約する分。今から先の高騰分じゃなくてです。ということでよろしい……。 （発言する者あり） そうです。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 基本的に、予算額が2億6,000万を超えることはないというふうに理解しておけばいいですか。（「今のところ」と呼ぶ者あり）今のところは。であれば、もう結局、切りがないわけなんですよ。予算も出してもらって、2億6,000万と議会が承認しました。今度、仮契約で2億4,300万と出ました、結局そこに、最終的に物価がどういよう変動するか分からんけども、2,400万から上回る部分、プラス実際予定しておった2億6,000万という数字まで覆ってしまうと、議会の議決する意味、これまでの流れの中で、何のために議決をしてきているのかという話になるわけなんです。

実際、予算額として2億6,000万を上回ることはないということの中で、これに抑えてい

く努力ももちろん必要なわけなんです。工事業者も含めです。だから、そこが一番見えない怖いところであって、そこをしっかりと精査をしないといけないんじゃないですかという。だから、予算額まで超える可能性もありますが、努力してもらって、何せ2億6,000万で抑えるように努力をしますという、返ってくればよいけど、いや、これは仮契約ですから、これはもう本契約に移ります。でも、物価高騰部分は予期せぬ部分がある。予算額の2億6,000万で超える可能性も出てきましたとなると（発言する者あり）そこなんです。そこをやっぱり担保に取らないと、我々からすると、切りがないという話になるわけなんです。そこなんですよ、要は。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上蔀宏君。

○副村長（上蔀 宏君） この予算は令和5年からの繰越予算なので、その予算が2億6,000万しかありませんので、目いっぱいやったときに2億6,000万までしか工事費を上げられないという実情があります。ただ、そこまでで終わるように努力したいと思いますけども、ただ、こういうのが何かあると、今、国のほうは、前はもう工事契約して変更や何かというのは、工事数量の増減とか材料を変えた場合とかいうぐらいのやつしかなかったんです。単価は変えられなかったんです、前は。そしたら、この分、急に人件費やら、材料が高騰して10%、20%上がったとか、燃料費が上がったというのがあって、ここ数年は国のほうがそれを認めなさいよ、じゃないと変更してやりなさいよという手法に変わってきたものですから、こっちのほうも財政を考えると難しいところがあるんですけども、そういった指導も入っておりますので、ただ、言われているように、高騰というのはどういった場合なのか、どういった割合なのかというのを、ある程度、国、県が示してありますので、それに従って、ちょっと精査はしたいと思っております。

以上です。すいません。（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について、条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回球磨村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後4時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員